J.P.Morgan
ASSET MANAGEMENT

JPモルガン・アメリカ成長株ファンド
（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型
（愛称：アメリカの星）

追加型投信／海外／株式

投資信託説明書（請求目論見書）2026．10．23

ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）（以下「金融商品取引法」といいます。）第５条の規定により有価証券届出書を2026年４月23日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2026年４月24日に生じています。

本文書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、有価証券届出書　第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」および第三部「委託会社等の情報　第１委託会社等の概況」の内容を記載した、金融商品取引法第15条第３項に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

当ファンドの課税上の取扱いは、「公募株式投資信託」となります。

設定・運用は
JPモルガン・アセット・マネジメント

発行者名	：ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	：代表取締役社長　　小松　薫夜
本店の所在の場所	：東京都千代田区丸の内二丁目７番３号　東京ビルディング
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	：該当事項はありません。

目　　次

頁

第一部【証券情報】…… 1

第二部【ファンド情報】…… 4

第１【ファンドの状況】…… 4

１【ファンドの性格】…… 4

２【投資方針】…… 11

３【投資リスク】…… 20

４【手数料等及び税金】…… 35

５【運用状況】…… 42

第２【管理及び運営】…… 48

１【申込（販売）手続等】…… 48

２【換金（解約）手続等】…… 49

３【資産管理等の概要】…… 50

４【受益者の権利等】…… 53

第３【ファンドの経理状況】…… 54

１【財務諸表】…… 57

２【ファンドの現況】…… 80

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】…… 81

第三部【委託会社等の情報】…… 82

第１【委託会社等の概況】…… 82

基本用語の解説　…… 110

信託約款　…… 111

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型
（愛称：アメリカの星、以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）を委託会社とし、株式会社りそな銀行（以下「受託会社」といいます。）を受託会社とする契約型の追加型株式投資信託です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める振替投資信託受益権の形態で発行されます。

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、本書の各記載項目の表題部において「受益証券」と表記されている場合がありますが、上述のとおり当ファンドは原則として受益証券を発行しませんので、適宜「受益権」とお読み替えください。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

なお、当初元本は１口当たり１円です。

（３）【発行（売出）価額の総額】

２兆円を上限とします。

なお、前記金額には、後記「（５）申込手数料」は含みません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権総口数で除した１口当たりの価額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

基準価額（１万口当たり）は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額（１万口当たり）は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（５）【申込手数料】

① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提

出日現在、販売会社における手数料率*は、3.3%（税抜3.0%）が上限となっています。

＊　当該手数料率は、消費税および地方消費税相当額（以下「消費税等」または「税」といいます。）を含みます。また、本書において記載されている報酬率、費用等も同様です。

手数料率は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

② 自動けいぞく投資契約*に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

＊　当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「自動けいぞく投資」とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的に当ファンドに再投資するものをいいます。

（６）【申込単位】

収益分配金の受取方法により、２つのコースがあります。

・　「一般コース」・・・・・・・・・収益の分配時に収益分配金をお受け取りになれます。

・　「自動けいぞく投資コース」・・収益分配金が税引き後、再投資されます。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込みを行う投資者は、販売会社との間で自動けいぞく投資契約を締結します。

いずれのコース共、申込単位は、販売会社が定めるものとします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

申込コースは、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2026年４月24日から2027年４月22日までとします。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（８）【申込取扱場所】

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

販売会社により全ての支店・営業所等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（９）【払込期日】

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金*を当該販売会社に支払うものとします。取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

＊　「取得申込代金」とは、申込金（発行価格×取得申込口数）に、申込手数料（税込）を加算した金額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

投資者は、申込みの販売会社に取得申込代金を支払うものとします。

販売会社に関しては、前記「（４）発行（売出）価格」の照会先までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は、株式会社　証券保管振替機構です。

(12) **【その他】**

① 申込証拠金はありません。申込金には利息はつきません。

② 日本以外の地域における受益権の発行はありません。

③ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の６）の適用はありません。

④ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金および換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

（イ）ファンドの目的

当ファンドは、投資先ファンド*1の有価証券を実質的な主要投資対象として運用*2を行い、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的とします。

＊１　「投資先ファンド」とは、外国投資法人「ＪＰモルガン・ファンズ－ＵＳグロース・ファンド」および証券投資信託「ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）」をいいます。なお、「投資先ファンド」は、その有価証券を表すこともあります。また、投資先ファンドを以下の略称で記載する場合があります。投資先ファンドの詳細については、後記「（ニ）ファンドの特色　⑤　投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

投資先ファンド名称	略称
外国投資法人「ＪＰモルガン・ファンズ－ＵＳグロース・ファンド」	米国株式ファンド
証券投資信託「ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）」	マネープール・ファンド

＊２　運用は、当ファンドと実質的に同一の運用の基本方針を有するＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象として行います。

「実質的に同一の運用の基本方針」とは、投資の対象とする資産の種類、運用方針、運用方法、投資の対象とする資産についての保有額もしくは保有割合にかかる制限または取得できる範囲にかかる制限その他の運用上の制限が実質的に同一（マザーファンドにおける収益分配方針およびマザーファンドへの投資にかかるものを除きます。）のものをいいます。

（ロ）信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができます。

（ハ）基本的性格

一般社団法人資産運用業協会の商品分類に関する指針に基づく、当ファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類*1－追加型投信／海外／株式

属性区分*2－投資対象資産：その他資産（投資信託証券（株式　大型株））*3

＊３　投資先ファンドへの投資を通じて、主に株式（大型株）に実質的な投資を行いますので、投資対象資産は、その他資産（投資信託証券（株式　大型株））と記載しています。投資先ファンドの詳細および投資対象資産の詳細については、後記「（ニ）ファンドの特色　⑤　投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

決算頻度：年12回（毎月）

投資対象地域：北米

投資形態：ファンド・オブ・ファンズ

為替ヘッジ*4：なし

＊４　属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

＊１　商品分類の定義（一般社団法人資産運用業協会－商品分類に関する指針）

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの。

＊２　属性区分の定義（一般社団法人資産運用業協会－商品分類に関する指針）

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（株式　大型株））： 外国投資証券への投資を通じて、主として株式に投資するもののうち、目論見書または信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの。
決算頻度	年12回（毎月）： 目論見書または信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるもの。
投資対象地域	北米： 目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ： 一般社団法人資産運用業協会「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するもの。
為替ヘッジ	なし： 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないもの。

（注）前記の属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会の「商品分類に関する指針」を参考に委託会社が作成したものが含まれます。

（参考）一般社団法人資産運用業協会が規定する商品分類および属性区分の一覧

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 (　　)
	内外	資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （日本を含む） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし
その他資産 （投資信託証券 （株式　大型株）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドを含むすべての商品分類、属性区分の定義については、
一般社団法人資産運用業協会のホームページをご覧ください。
ＨＰアドレス：https://www.imaj.or.jp/

（ニ）ファンドの特色

① 投資先ファンドを通じて、主として、米国の株式に実質的に投資します。
なお、カナダの株式にも投資する場合があります。

米国の株式に投資する米国株式ファンドの組入比率を高位に保つとともに、円建ての公社債に投資するマネープール・ファンドにも必ず投資します。

■ 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式*により運用します。

＊ 当ファンドのファンド・オブ・ファンズ方式では、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資し、さらにマザーファンドはその資金を２つの投資先ファンドに投資して、その投資先ファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行います。（マネープール・ファンドは、マネープール・マザーファンドを通じて有価証券に投資します。）

その仕組みは以下のとおりです。

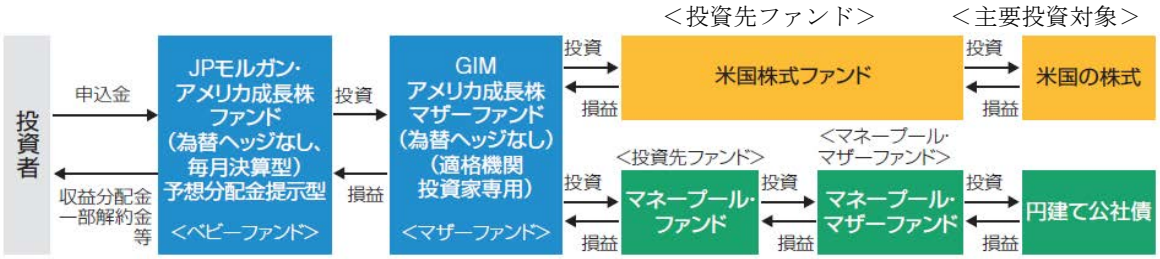

（注）＜投資先ファンド＞および＜マネープール・マザーファンド＞の正式名称を含む詳細については、後記「⑤投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

② 当ファンドは、毎月25日*の決算時に分配を行います。

＊ 25日が休業日の場合は翌営業日となります。

分配対象額の範囲内で、計算期間終了日の５営業日前の基準価額（受益権１万口当たり）に応じて、原則として以下の金額の分配を行います。ただし、市況動向、残存信託期間等により、以下と異なる金額となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

分配対象額については、後記「２投資方針　（４）分配方針」をご参照ください。

計算期間終了日の５営業日前の基準価額（受益権１万口当たり）	分配金額（受益権１万口当たり、税引前）
10,500円未満	0円
10,500円以上11,000円未満	100円
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

※ 分配を行うことにより基準価額は下落します。そのため、次回計算期間終了時の分配金額は異なることがあります。

※ 基準価額が前記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を継続する、というものではありません。

※ 計算期間終了日の５営業日前から計算期間終了日までの間に基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市況動向等によっては委託会社の判断で前記とは異なる分配金額となる場合や分配が行われない場合があります。

［分配金お支払いのイメージ図］



前記は収益分配のイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

③　為替ヘッジは行いません。

米国株式ファンドを通じて米ドル建ての株式に投資しますが、為替ヘッジを行わないため、米ドルと円との為替変動による影響を受けます。

為替変動は、米ドルが円に対して上昇する（円安となる）場合に投資成果にプラスとなり、一方で米ドルが円に対して下落する（円高となる）場合に投資成果にマイナスとなります。

④　Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント*のグローバルなネットワークを活用します。

＊　Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントは、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。

⑤　投資先ファンドの特徴

■　**米国株式ファンド**

名　　称	ＪＰモルガン・ファンズ－ＵＳグロース・ファンド （JPMorgan Funds – US Growth Fund）
その有価証券 （外国投資証券）	ＪＰＭ　ＵＳグロース（Iクラス）（円建て） （JPM US Growth I）-JPY
ファンドの形態	ルクセンブルク籍・外国投資法人
目　　的	主として米国の企業の株式に投資し、資産の長期的な成長を目指します。
主要投資対象	米国の法律に基づき設立・登記されている企業、または主たる経済活動を米国で行っている企業が発行する株式
主な運用方針	・　主要投資対象に記載の株式を中心に投資します。 ・　カナダの企業の株式にも投資する場合があります。
ベンチマーク＊1	ラッセル1000グロース・インデックス（税引き後配当込み　円ベース）＊ ＊　ロンドン証券取引所グループplc及びそのグループ各社（併せて「LSEグループ」という）。© LSEグループ。FTSE Russellは、LSEグループが所有する一部の子会社の商号です。「FTSE Russell®」は、関連するLSEグループ各社の商標であり、ライセンスに基づきその他のLSEグループ各社によって使用されます。FTSE Russellのインデックスまたはデータのすべての権利は、当該インデックスまたはデータを保有しているLSEグループ各社に帰属します。LSEグループまたはライセンサーはいずれもインデックスまたはデータの誤りあるいは省略に対して責任を負いません。いかなる当事者も、この連絡に含まれるインデックスまたはデータに依存することはできません。LSEグループからのデータの追加配布は、関連するLSEグループ各社の明確な書面による同意なしに許可されることはありません。LSEグループは、この連絡の内容を宣伝促進、支援、推薦することはありません。
運　用　会　社	Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク＊2（米国法人） 2026年６月末時点において実際に運用を行っている運用会社であり、今後変更される場合があります。

■　マネープール・ファンド

名　　称	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）
ファンドの形態	国内籍・証券投資信託
目　　的	円建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、信託財産の安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。
主要投資対象	ＧＩＭマネープール・マザーファンド（適格機関投資家専用）（以下「マネープール・マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
主な運用方針	マネープール・マザーファンドを通じ、日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。
ベンチマーク＊1	ありません。
運用会社	ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社＊2（委託会社） マネープール・マザーファンドの運用の指図の権限をＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッド＊2（英国法人）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。 2026年６月末時点では運用委託先が実際に運用を行っていますが、今後変更される場合があります。

＊１　「ベンチマーク」とは、投資先ファンドの運用成果を測る際に比較の基準とする指標のことをいいます。
＊２　Ｊ．Ｐ．モルガン・インベストメント・マネージメント・インク（以下「ＪＰＭＩＭ社」という場合があります。）、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドおよび委託会社は、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

（注）資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

（２）【ファンドの沿革】

2021年１月25日　当ファンドおよびマザーファンドの信託契約締結、ならびに設定・運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

（イ）仕組図

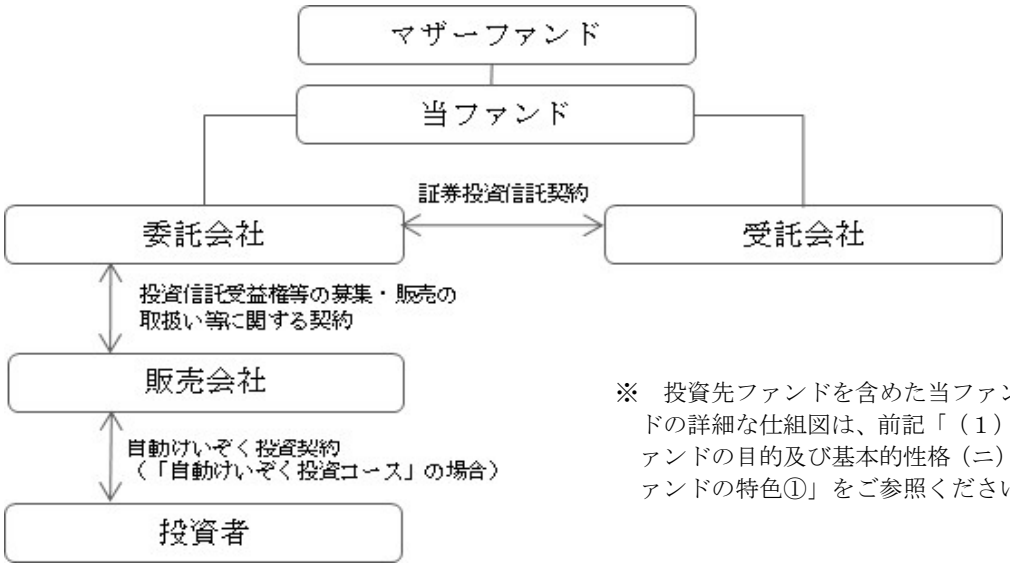

※　投資先ファンドを含めた当ファンドの詳細な仕組図は、前記「（１）ファンドの目的及び基本的性格（ニ）ファンドの特色①」をご参照ください。

（ロ）当ファンドおよびマザーファンドの委託会社および関係法人の名称、役割、委託会社等が締結している契約等の概要

①　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）

当ファンドおよびマザーファンドの委託会社として、受益権の発行、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に規定する事項を記載した書面（以下「運用報告書（全体版）」といいます。）および同法同条第２項に規定する事項を記載した書面（以下「交付運用報告書」といいます。）をいいます。以下同じ。）の作成等を行います。

②　株式会社りそな銀行（受託会社）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との契約により、当ファンドおよびマザーファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務および信託財産の計算等を行います。

③　販売会社

委託会社との契約により、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、目論見書の交付、運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書の交付代行、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払い等を行います。

（ハ）委託会社の概況

①　資本金　2,218百万円（2026年８月末現在）

②　金融商品取引業者登録番号　関東財務局長（金商）第330号

③　設立年月日　1990年10月18日

④　会社の沿革

1971年　ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設

1985年　ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は1987年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。

1990年　ジャーディン・フレミング投信株式会社（委託会社）設立
1995年　ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン　フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
2001年　ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
2006年　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2008年　ＪＰモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

⑤　大株主の状況　（2026年８月末現在）

名　　称	住　　所	所有株式数（株）	比率（％）
ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク	米国デラウェア州	56,265	100

２【投資方針】

（１）【投資方針】

（イ）運用方針

当ファンドは、マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

マザーファンドは、投資先ファンドを主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

委託会社は、マザーファンドが投資する投資先ファンドを以下の理由により選定しています。

①　米国株式ファンド

当該投資先ファンドは、委託会社が属するＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント内の運用会社が運用するものであり、委託会社は当該運用会社の運用方針・戦略を十分理解したうえで、当該投資先ファンドの運用方針が米国株式投資による中長期的な信託財産の成長を目指す当ファンドの運用方針に合致するものと判断し、またそれにより収益を確保することが見込まれるため、当該投資先ファンドを選定しています。

②　マネープール・ファンド

当該投資先ファンドの主要投資対象であるマネープール・マザーファンドは、委託会社が属するＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント内の運用会社が運用するものであり、委託会社は当該運用会社の運用方針・戦略を十分理解することができるものです。委託会社は、元本の安定性と安定した収益を確保する目的から、実質的に主として円建ての公社債に投資し、元本の安定性と安定した収益を確保することが見込まれる当該投資先ファンドを選定しています。

（ロ）投資態度

①　マザーファンドの投資態度

マザーファンドは、投資対象とする米国の株式に投資することにより、信託財産の中長期的な成長をはかることを目的として、米国株式ファンドの組入比率を高位に保ちます。また、円建て

の公社債への投資により安定した収益を確保することを目的として、マネープール・ファンドにも必ず投資します。

なお、資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、前記にしたがった運用が行えないことがあります。

② 投資先ファンドの投資態度および運用プロセス

■ 米国株式ファンド

・ 投資態度

主に米国の企業の株式に投資し、資産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

なお、カナダの企業の株式にも投資する場合があります。

・ 運用プロセス

当該投資先ファンドにおいては、その運用会社であるＪＰＭＩＭ社が、以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

① 調査対象企業の選出

米国株式運用グループの米国グロース株運用チームに所属するポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストは、投資対象企業群について、数値データに基づいて企業や株価の成長性等を測る分析（定量分析）、および現地に密着した企業取材等による、業界動向や企業の戦略等の数値化できない事象の分析（定性分析）を行い、より詳細な調査を行う対象となる企業を選びます。

② 調査対象企業の詳細分析

前記①で選出した銘柄について、米国株式運用グループの米国グロース株運用チームのポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストは、主に以下の視点から各投資対象企業の分析を行います。

- 企業の成長力：企業の業績成長の裏付けとなる成長機会が存在するか、利益率が拡大する余地があるか等
- 企業の競争力：同業他社比の優位性はあるか、ビジネスモデルは有効であるか等
- 経営陣の執行能力：経営陣に十分な執行能力があるか、長期的な経営戦略の有効性があるか等
- 財務の健全性：健全な財務状況を有しているか、収益構造が安定的であるか等

③ ポートフォリオの構築

米国株式運用グループの米国グロース株運用チームに所属する当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、前記②で分析した銘柄の中から、ポートフォリオ全体の業種の分散や利益成長力、リスク、組入銘柄が迅速かつ適正な価格で売買できるか（流動性）、市場環境、各銘柄に対する米国グロース株運用チームの見方に配慮しながら、当該投資先ファンドのポートフォリオに組入れる銘柄およびその組入比率を決定します。

（ＥＳＧ*投資について）

投資先ファンドの運用会社は、投資先ファンドの運用プロセスの一環として、財務的に重要な環境、社会、ガバナンス面（企業統治）（ＥＳＧ）の要素を組み入れています（これらの要素の運用プロセスへの組み入れを「ＥＳＧインテグレーション」といいます。以下同じ）。ＥＳＧインテグレーションは、銘柄分析と投資判断にＥＳＧの要素を体系的に統合するものです。運用プロセスの一環として、投資先ファンドの運用会社のポートフォリオ・マネジャーは、環境、

社会、ガバナンス面の各要素が、投資先ファンドの投資対象の発行会社または国・地域等の発行体に与える影響を評価します。投資先ファンドの運用会社のポートフォリオ・マネジャーは、各業界の主要な投資機会とリスクを分析することで、発行会社等にかかるＥＳＧの要素のうち財務的に重要性が高い要因を特定し、当該会社等との対話に役立つ重要な問題を確認します。これらの評価は決定的なものではなく、これらの要素により悪影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券に投資を行い保有することがあります。一方、投資先ファンドは、これらの要素によりプラスの影響を受ける可能性のある発行会社または国・地域等の発行体の有価証券であっても、それらを売却することや投資しないことがあります。特に、ＥＳＧインテグレーションは、投資先ファンドの投資目的を変更するものではなく、特定の業種や企業を除外したり、投資先ファンドの投資対象を制限したりするものでもありません。投資先ファンドは、特定の種類の企業もしくは投資対象を除外したい、または特定のＥＳＧ目標を実現するファンドを探している投資家のために設計されているものではありません。

＊　「ＥＳＧ」とは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を合わせたものをいいます。

為替ヘッジについて

為替ヘッジは行いません。

■　マネープール・ファンド

・　投資態度

マネープール・マザーファンドを通じ、日本の発行体が発行する円建ての公社債を中心に投資し、元本の安定性と安定した収益の確保を図るとともに、高い流動性の確保に配慮します。ただし、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、このような運用ができないことがあります。

・　運用プロセス

マネープール・マザーファンドは、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドが以下のプロセスにしたがい運用を行います。

なお、資金動向や市況動向により、次のような運用ができない場合があります。

（１）グローバル・レイツ・チーム*のポートフォリオ・マネジャーは、経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえた市場見通しに基づき、投資戦略を決定します。

＊　後記「（３）運用体制　（ハ）投資先ファンドの運用体制　■　マネープール・ファンド」をご参照ください。

（２）個別銘柄（債券）の発行体の信用力、評価等を分析し、個別銘柄について割安であるか、割高であるかを判断します。その過程において、どの種類の発行体にどのような配分で投資するかを併せて決定します。

（３）前記（２）を踏まえ、組入銘柄を選定のうえポートフォリオを構築します。その際、ポートフォリオ全体において、信用リスク、金利変動リスク等を適切な水準で取るようにします。

＜当ファンド、マザーファンドまたはマネープール・マザーファンドにおいて行われることがある、投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引の内容、および当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置＞

委託会社および運用委託先（以下「委託会社等」という場合があります。）は、当ファンド、マザーファンドまたはマネープール・マザーファンドにおいて、自己または第三者の利益を図るために投資者の利益を害することとなる潜在的なおそれのある取引を行うことがあり、それらの内

容は後記の「ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について」をご覧ください。委託会社等は、当該取引が投資者の利益を害しないことを確保するための措置として、社内規程等を制定してそれにしたがった管理を行うとともに、社内規程等の遵守状況についてモニタリングを必要に応じて行っています。

（２）【投資対象】

当ファンドの投資対象および運用の指図範囲については、ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型信託約款（以下「信託約款」といいます。）をご参照ください。

（参考）マザーファンドの投資対象

マザーファンドの投資対象および運用の指図範囲については、ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）信託約款（以下「マザーファンド信託約款」といいます。）をご参照ください。

マザーファンドが投資対象とする投資先ファンドの名称、目的、主要投資対象および運用会社の名称等については、前記「１　ファンドの性格　（１）ファンドの目的及び基本的性格　（ニ）ファンドの特色　⑤　投資先ファンドの特徴」をご参照ください。

（３）【運用体制】

（イ）マザーファンドの運用体制

①　委託会社の運用商品管理部門（約30名（2026年７月１日現在））に所属する、ポートフォリオ・マネジャーがマザーファンドの運用を行います。

②　マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、運用計画を策定し、運用計画に基づき、投資先ファンドへの投資にかかる投資判断を行います。

③　委託会社の運用分析部門において、ポートフォリオの分析および評価が行われ、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーや運用部門から独立したＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッド*1（香港法人）のインベストメント・ダイレクターにその情報を提供します。

④　運用部門から独立した委託会社およびＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドの以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

・　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果およびマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックします。また、投資ガイドライン*2の遵守状況の報告を受けます。

・　委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン*2の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

＊１　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドは、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの一員です。

＊２　「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2026年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

委託会社では社内規程を定め、運用等にかかわる組織およびその組織の権限と責任を明らかにするとともに、当ファンドおよびマザーファンド固有の運用に関する社内ルールを定めています。

（ロ）委託会社による、受託会社に対する管理体制

委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。また、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（ハ）投資先ファンドの運用体制

以下は、投資先ファンドにおける運用体制です。

■　米国株式ファンド

①　ＪＰＭＩＭ社の米国株式運用グループの米国グロース株運用チーム（約20名）に属する、同社のポートフォリオ・マネジャーが当該投資先ファンドの運用を担当します。

②　米国グロース株運用チームは、当該投資先ファンドを含む米国グロース株ポートフォリオの運用を行うポートフォリオ・マネジャーおよびアナリストで構成されています。また、銘柄の分析にあたっては、他の米国株運用チームやＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメント内の他の運用チームに所属するアナリストの情報も参考にします。

③　当該投資先ファンドを担当するポートフォリオ・マネジャーは、米国グロース株運用チームに所属するアナリストおよび他のファンドのポートフォリオ・マネジャーとも議論をしつつ、投資判断を行います。

④　ＪＰＭＩＭ社の運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

・　インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

・　コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

・　リスク管理部門は、投資ガイドライン*1の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドの運用を担当するポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います*2。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＊１　「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

＊２　モニターの結果、必要があれば委託会社のリスク管理部門に連携されます。

（注１）運用体制については、ＪＰＭＩＭ社を含めたＪ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントのものを記載しています。

（注２）前記の運用体制、組織名称等は、2026年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■　マネープール・ファンド

以下は、当該投資先ファンドの主要投資先であるマネープール・マザーファンドにおける運用体制です。

①　マネープール・マザーファンドの運用は、グローバル債券運用グループのグローバル・レイツ・チーム（約20名（2026年３月末現在））に所属するＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドのポートフォリオ・マネジャーが行います。

②　マネープール・マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、経済成長、インフレ、金利、財政、政治等マクロ面からの調査を踏まえた市場見通しに基づき、投資戦略を策定し、

ポートフォリオを構築します。

③　運用部門から独立したＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドの以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

・　インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマネープール・マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマネープール・マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。

・　コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。

・　リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マネープール・マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＊　「投資ガイドライン」とは、マネープール・マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（注）前記の運用体制、組織名称等は、2026年６月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

・　委託会社による、運用委託先および受託会社に対する管理体制

委託会社は、運用委託先の管理については、社内規程を定め、その規程にしたがい、運用商品管理部門が運用体制の状況や運用の基本方針に沿った運用業務の遂行の確認等を行うことにより管理しています。

また、受託会社の管理については、委託会社の事務管理部門において、日々の業務を通じ、受託会社の管理体制および知識・経験等を評価しています。さらに、必要に応じミーティングを行い、受託会社の業務の状況を確認しています。

（４）【分配方針】

毎計算期間終了時に、以下の方針に基づき分配を行います。

なお、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

①　分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第34条第１項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。

なお、分配対象額の範囲には収益調整金が含まれます。

②　収益分配金の分配方針

委託会社は、前記①の分配対象額の範囲内で、計算期間終了日の５営業日前の基準価額（受益権１万口当たり）に応じて、原則として以下の金額の分配を行います。ただし、市況動向、残存信託期間等により、以下と異なる金額となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

計算期間終了日の５営業日前の基準価額 （受益権１万口当たり）	分配金額 （受益権１万口当たり、税引前）
10,500円未満	0円
10,500円以上11,000円未満	100円
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

③　収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

＜参考＞

収益分配金の支払いについて

① 収益分配金は、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として計算期間終了日から起算して５営業日目までに支払いを開始します。

② 「自動けいぞく投資コース」を申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

「収益分配金に関する留意事項」

● 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

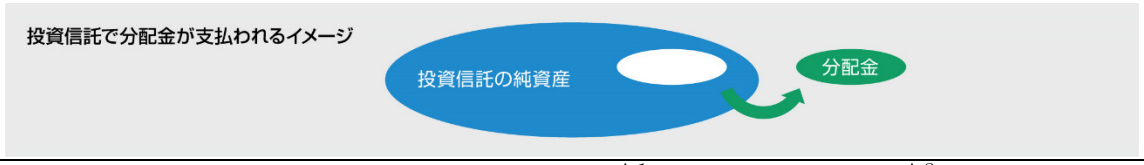

● 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費＊1控除後の配当等収益＊2および評価益を含む売買益＊3）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

＊１ 後記「４ 手数料等及び税金」の「（３）信託報酬等」および「（４）その他の手数料等」をご参照ください。

＊２ 信託約款第34条第１項第１号をご参照ください。

＊３ 信託約款第34条第１項第２号をご参照ください。

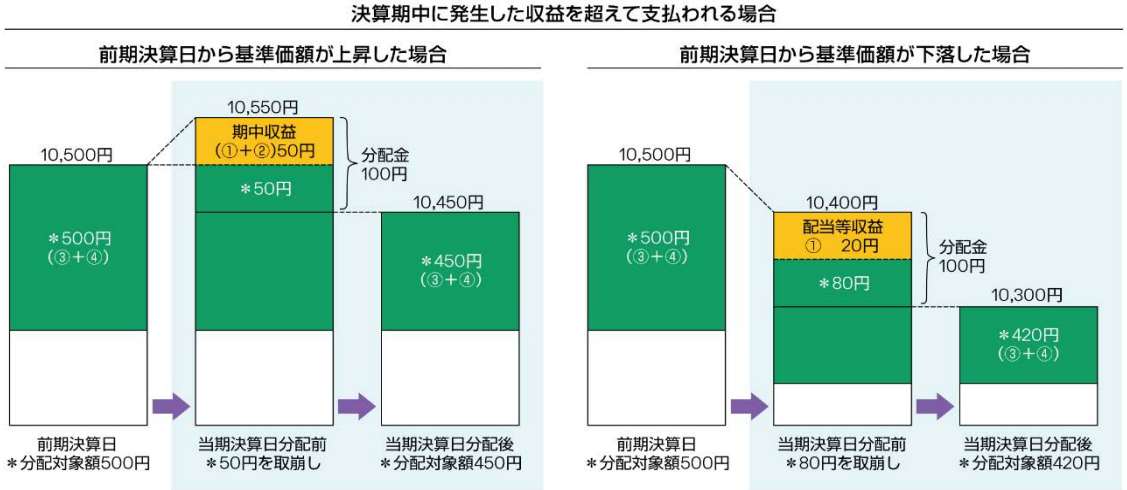

（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 前記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

● 受益者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

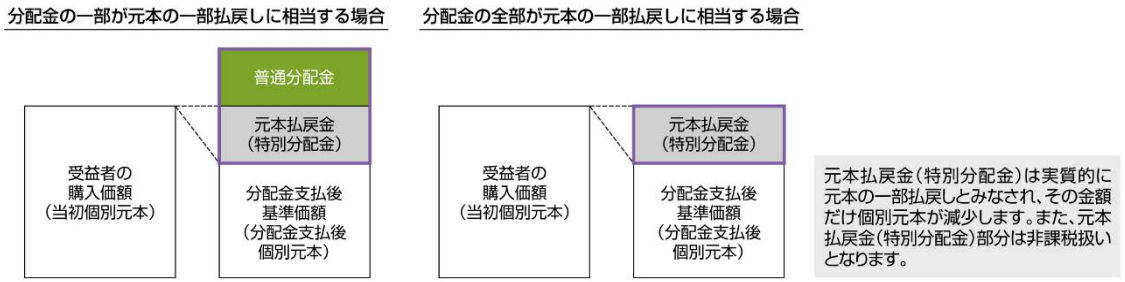

普通分配金：個別元本を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
（注）普通分配金に対する課税については、後記「４　手数料等及び税金（５）課税上の取扱い」をご参照ください。
※　前記はイメージであり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（５）【投資制限】

(イ) 信託約款は、委託会社による当ファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、信託約款をご参照ください。

(ロ) 投資先ファンドにおいてデリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。以下「２　投資方針」において同じ。）が行われている場合（マネープール・マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引が行われている場合を含みます。）には、委託会社は、投資先ファンドにおけるデリバティブ取引による投資についてのリスク量（以下「市場リスク量」といいます。）が、当ファンドの純資産総額の80%以内となるよう当ファンドにおいて管理するものとします。ただし、実際には投資先ファンドにおいてデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。市場リスク量は、平成19年金融庁告示第59号「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（バリュー・アット・リスク方式）による市場リスク相当額の算出方法を参考に算出するものとします（以下同じ。）。

（参考）マザーファンドの投資制限

①　マザーファンド信託約款は、委託会社によるマザーファンドの運用に関して一定の制限および限度を定めています。詳しくは、マザーファンド信託約款をご参照ください。

②　投資先ファンドにおいてデリバティブ取引が行われている場合（マネープール・マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引が行われている場合を含みます。）には、委託会社は、投資先ファンドにおける市場リスク量が、マザーファンドの純資産総額の80%以内となるようマザーファンドにおいて管理するものとします。ただし、実際には投資先ファンドにおいてデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。

(ハ) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの当ファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

(ニ) 投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドの主な投資制限は、以下のとおりです。

・　米国株式ファンド

①　１企業に対する投資比率は、米国株式ファンドの純資産額の10%以下とします。

②　米国株式ファンドの純資産額の５％を超えて投資する企業への投資比率の総計は、米国株式ファンドの純資産額の40%以下とします。

・　マネープール・ファンド

①　株式への実質投資割合は、当該投資先ファンドの純資産総額の10%以下とします。

②　外貨建資産には投資しません。

・　マネープール・マザーファンド

①　株式への投資割合は、当該マザーファンドの純資産総額の10%以下とします。

②　外貨建資産には投資しません。

(参考)

①　マネープール・ファンドについて、投資信託及び投資法人に関する法律には以下のような投資制限があります（マネープール・マザーファンドにも同様の投資制限があります。）。

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式をマネープール・ファンドの投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

②　マネープール・ファンドおよびマネープール・マザーファンドについて、金融商品取引業等に関する内閣府令には以下のような投資制限があります。

委託会社（運用委託先を含みます。）は、マネープール・ファンドまたはマネープール・マザーファンドの信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引を行い、または継続することを受託会社に指図してはなりません。具体的には以下のとおりです。

(マネープール・ファンド)

マネープール・ファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合（マネープール・マザーファンドを通じて実質的にデリバティブ取引を行う場合を含みます。）は、マネープール・ファンドにおける市場リスク量が、マネープール・ファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。

(マネープール・マザーファンド)

マネープール・マザーファンドにおいてデリバティブ取引を行う場合は、マネープール・マザーファンドにおける市場リスク量が、マネープール・マザーファンドの純資産総額の80%以内となるよう管理するものとします。ただし、実際にはデリバティブ取引を行っていない場合には、当該管理を行わないことができます。

③　一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれのマネープール・ファンドおよびマネープール・マザーファンドの純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

３【投資リスク】

（１）リスク要因

当ファンドは、マザーファンドを通じて投資先ファンドに投資し、また投資先ファンドは実質的に国内外の有価証券を投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、投資先ファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、投資先ファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当ファンドに影響を及ぼすものです。なお、以下の説明は、全てのリスクについて記載したものではなく、それ以外のリスクも存在することがあります。

投資先ファンドは、国内外の有価証券を投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行体の財務状況の悪化や倒産等の影響により、その信託財産の価値が下落し、その結果当ファンドが損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。当ファンドは預貯金と異なります。

投資先ファンドのリスク

■　米国株式ファンド

①　株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化による影響を受け、変動することがあります。（発行会社の財務状況の悪化、倒産等により価格がゼロになることもあります。）また株式の価格は、株式市場における需給や流動性の影響を受け、変動することがあります。当該投資先ファンドは、株価の上昇を捉えることを目標とした、積極的な運用を行うため、株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は高位に保ちます。そのため、当該投資先ファンドの信託財産の価値は、株式の価格変動の結果、大幅に変動・下落する可能性があります。

②　為替変動リスク

当該投資先ファンドは、外貨建資産に投資しますが、為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動により当該投資先ファンドの基準価額が変動します。

③　デリバティブ商品のリスク

当該投資先ファンドは、先物、オプション、スワップ取引等のデリバティブ商品を用いる場合があります。デリバティブ商品は、その他の投資手段と比較して、株価等の市場環境の変動に対してより大きく価格が変動するため、当該投資先ファンドの基準価額はデリバティブ商品を用いない場合と比べてより大きく変動する場合があります。デリバティブ商品を利用した場合、意図した効果をもたらさず損失または収益機会の逸失の原因となる場合があります。デリバティブ商品の取引契約の相手に債務不履行が生じた場合は損失が生じる可能性があります。デリバティブ商品の種類によってはコストが発生し当該投資先ファンドの収益をその分減少させることがあります。デリバティブ商品を利用する際には、ブローカーに取引にかかる証拠金（現金または有価証券）を差し入れなければならないことがあります。そのような証拠金の保全にかかる制度は、ブローカーの所在国やデリバティブ商品の取引市場によって異なり、また個々のブローカーとの取引条件によって異なることもあります。その結果、証拠金を差し入れたブローカーに対する信用リスクが発生することがあり、当該ブローカーが倒産等の破綻状況に陥った場合は、証拠金の全額を失う可能性があります。

④　カバード・ワラント、株価連動社債のリスク

当該投資先ファンドがカバード・ワラント*や株価連動社債*に投資する場合、当該有価証券の原資産（連動対象となる株式または株価指数）にかかる株価変動リスク、為替変動リスク等

に加え、当該有価証券の発行体自体の信用リスクも生じます。なお、一般に信用リスクとは、債務者の倒産や財務状況の悪化、あるいは債務者の所在する国家の政情不安等により、債務者が債権者に対して元本・償還金・利息をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、債務者にそのような状況が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該債務者が発行する債券やカバード・ワラントの価格は下落（価格がゼロになることもあります。）しやすくなります。そのため、当該投資先ファンドの基準価額が下がる要因となります。

＊　「カバード・ワラント」とは、オプション（ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日または期間において、一定のレートまたは価格で取引する権利）を証券化したものをいい、「株価連動社債」とは、ある株式（複数の銘柄の場合を含みます。）の価格に連動する投資成果を得ることを目的として組成される社債をいいます。

⑤　流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、当該投資先ファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があり、その結果当該投資先ファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、当該投資先ファンドはその基準価額が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、当該投資先ファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、当該投資先ファンドは不利な時点や条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

⑥　銘柄選定方法に関するリスク

当該投資先ファンドは、米国の株式を主要投資対象としますが、そのポートフォリオの構成銘柄は、米国の株式市場全体とは異なるものになります。そのため、当該投資先ファンドの基準価額の変動が、米国の株式市場全体の動きと異なり、大きく上下する可能性があります。これにより、投資元本を割り込むことも考えられます。

⑦　投資銘柄集中リスク

当該投資先ファンドは少数の銘柄に集中して投資する場合があります。このため、有価証券市場全体の動きと異なり、当該投資先ファンドの基準価額が大きく上下することがあります。それにより、投資元本を割り込むこともあります。

⑧　投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。

⑨　解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

当該投資先ファンドにおいて、一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際に当該投資先ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。なお、当該投資先ファンドにおける解約・追加は、

マザーファンドを通じた当ファンドによる換金・追加によるものばかりではなく、他の投資者による解約・追加によるものがあります。

⑩　予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当該投資先ファンドが換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当該投資先ファンドの換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当該投資先ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当該投資先ファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、十分な資産規模にならないことがあり得ます。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当該投資先ファンドの基準価額が大きく変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

⑪　市場に関する留意点

投資先ファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、１つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象も投資先ファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、投資先ファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡り投資先ファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックの期間と影響、それに関連する経済状況と市場状況、および長期にわたる不確実性は、現時点では合理的に見積もることができません。新型コロナウイルスの最終的な影響と、関連する状況が投資先ファンドにどの程度影響を与えるかは、今後の状況次第であり非常に不確実なものです。この様な状況は正確に予測することが難しく、かつ頻繁に変わる可能性があります。

⑫　外国為替取引の決済リスク

外国為替取引の約定後、売渡通貨を取引相手先に支払ったにもかかわらず、市場における取引の仕組み等により買入通貨を未だ取引相手先から受領できていない状態において、取引相手先の破綻等が生じて買入通貨の一部または全部を受領することができず、その結果投資先ファンドに損失が生じる可能性があります。このような損失を防ぐために、売渡通貨と買入通貨を同時に受け渡す（同時決済）手段を用いる場合がありますが、その場合でもそのような損失の可能性を完全に排除できるものではありません。また、そのような損失を防ぐため同時決済を含む各種の決済手段を用いることで新たな決済コストが発生する場合があります。これにより、信託財産の価値に影響を及ぼす場合があります。

⑬　オペレーショナルリスク（業務上のリスク）

当該投資先ファンドは、オペレーショナルリスクにさらされています。オペレーショナルリスクとは、内部管理、人員、システム、または外部からの事象への対応が不十分だったり失敗したりすることで生じる損失のリスクをいいます。当該リスクは、人為的なミス、処理・コミュニケ

ーションの不備や間違い、誤ったまたは不完全なデータの提供または受領、代理人、サービスを提供するもの、相手方またはその他の第三者のエラー、不適切または不十分な手続き、ガバナンスおよび、技術の失敗またはシステムの故障などの原因から生じます。このようなリスクは、当該投資先ファンドの評価、価格の算出、会計、税務報告、財務報告、保管および取引に影響を与えるエラーを引き起こす可能性があります。

運用会社は、オペレーショナルリスクを減らし、その影響を軽減するために、サービスプロバイダーを管理し、管理に必要な手続き等の態勢を整え、継続的に監視および監督を実施しています。しかし、すべてのオペレーショナルリスクを予測し、特定し、完全に排除または軽減することは不可能であり、オペレーショナルリスクが発生した場合に当該投資先ファンドに損失をもたらすことがあります。さらに、オペレーショナルリスクは長期間にわたって検出されないことがあり、特定のオペレーショナルリスクにかかる問題が検出され解決・軽減されたとしても、潜在的な損失を回収することができない場合があります。

■ **マネープール・ファンド**

当該投資先ファンドは、マネープール・マザーファンドの受益証券を主要投資対象として運用を行うため、以下に説明するような、マネープール・マザーファンドのリスクと同等のものを伴います。以下のリスクおよび留意点に関する説明は特に記載のない限り、マネープール・マザーファンドについてのものですが、当該リスクおよび留意点は結果的に当該投資先ファンドに影響を及ぼすものです。

① 信用リスク

債券の発行体の財務状況の悪化や倒産、所在する国家の政情不安等により、元本・利息の支払いが遅れたり、元本・利息が支払えない状態になった場合、またはそれが予想される場合には、当該債券の価格が変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、格付機関*は、債券の発行体の信用力に変化があったと判断した場合、格付を変更することがあり、これによって当該債券の価格は変動・下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。

＊ 「格付機関」とは、債券の発行体の財政状況等を総合的に分析判断し格付を付与する企業をいい、Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク等の格付機関が格付を付与します。「格付」とは、債券の元本・利息の支払いの確実性の度合いを一定の指標で表したものをいいます。

② 金利変動リスク

金利の変動が債券の価格に影響を及ぼします。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。金利変動による債券の値動きの幅は、債券の償還までの残存期間、発行体、債券の種類等に左右されます。

③ 流動性リスク

ある種の有価証券、特に市場での取引頻度が少なかったり、比較的小規模な市場で取引されているものは、特に取引金額が大きいと、望ましい時点と価格で売買することが難しくなる場合があります。市場が極端な状況にあるときは、買い手が減って望ましい時点または価格で有価証券をすぐに売却できず、マネープール・マザーファンドが低い価格で有価証券を売却することを余儀なくされるか、あるいはまったく売却できない可能性があります。特定の有価証券またはその他の金融商品は、取扱う取引所または政府もしくは監督当局により取引を停止または制限される場合があり、その結果マネープール・マザーファンドに損失が生じる可能性があります。有価証券を売却できないことにより、マネープール・マザーファンドはその信託財産の価値が下がったり、他の投資機会を活用できなくなる可能性があります。流動性リスクには、通常とは異なる市場環境や通常以上に多額の換金申込み、あるいはその他の制御不能な要因によって、マネープール・マザーファンドが所定の期間内に換金代金の支払いに応じられないリスクも含まれます。換金申込みに応えるため、マネープール・マザーファンドは不利な時点や

条件で有価証券の売却を余儀なくされることがあります。特に、債券、中小型株式または新興市場で発行される有価証券に投資している場合、特定の期間において、経済状況、市況もしくは政情の悪材料、またはそれが正確か否かにかかわらず投資家による市場見通しの悪化により、特定の発行会社もしくは業種、または特定の投資分野のすべての有価証券の流動性が前触れなく突然低下もしくは消滅するリスクがあります。

④　投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、当該投資先ファンドまたはマネープール・マザーファンドの投資対象および投資手法の変更を行う場合があります。また、運用委託先を変更する場合があります。

⑤　解約・追加による資金流出入に伴うリスクおよび留意点

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有有価証券を大量に売却することがあります。その際にマネープール・マザーファンドの信託財産の価値が変動する可能性があります。また、大量の資金の追加があった場合には、原則として、迅速に有価証券の組入れを行いますが、買付け予定銘柄によっては流動性等の観点から買付け終了までに時間がかかることもあります。さらに、マネープール・マザーファンドを投資対象とする他の投資信託が設定されている場合には、当該投資信託の解約・追加により生じる同様の資金流出入に伴うリスクがあります。

⑥　繰上償還等について

当該投資先ファンドは、信託期間中において、信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。

⑦　予測不可能な事態が起きた場合等について

その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたとき等、市場が混乱することが考えられます。このような場合に、有価証券が取引される市場の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に当該投資先ファンドの受益権およびマネープール・マザーファンドの受益証券が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当該投資先ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当該投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。さらに、当該投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドは、短期間に大量の解約があった場合等に、信託財産が十分な資産規模にならないことがあり得ます。その場合、本書で説明する運用方針および投資態度に完全に合致した運用ができないおそれがあり、その結果当該投資先ファンドの基準価額およびマネープール・マザーファンドの信託財産の価値が変動したり、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣ることとなる可能性があります。

⑧　市場に関する留意点

マネープール・マザーファンドが投資している有価証券等の価格は日々変動し、金融市場全般や特定の業種に影響を及ぼす様々な要因を受け、下落することがあります。

世界全体における経済および金融市場の相互影響度合いが高まってきており、１つの国や地域における事象や状況が、他の国々や地域の市場や銘柄に悪影響を及ぼす傾向が強まっています。また、戦争、テロリズム、環境災害、自然災害、政情不安、感染症の流行やパンデミック（世界的大流行）などの世界的な事象もマネープール・マザーファンドの投資対象の価値の下落をもたらす要因となる可能性があります。

例えば、新型コロナウイルス（COVID-19）による疾患の拡大は、世界全体の経済、市場および各企業に悪影響を与えており、マネープール・マザーファンドが投資する有価証券等に対しても同様です。新型コロナウイルスのパンデミックや将来的に起こりうる他の感染症等の流行

およびパンデミックの影響により、現在から将来に渡りマネープール・マザーファンドについて、その投資対象の価値の著しい下落、その価格の乱高下、その価格算出への悪影響、その既存リスクの拡大、その純資産総額算出の中断または延期、およびその事務の一時中断が生じる可能性があります。新型コロナウイルスのパンデミックの期間と影響、それに関連する経済状況と市場状況、および長期にわたる不確実性は、現時点では合理的に見積もることができません。新型コロナウイルスの最終的な影響と、関連する状況がマネープール・マザーファンドにどの程度影響を与えるかは、今後の状況次第であり非常に不確実なものです。この様な状況は正確に予測することが難しく、かつ頻繁に変わる可能性があります。

⑨　オペレーショナルリスク（業務上のリスク）

当該投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドは、オペレーショナルリスクにさらされています。オペレーショナルリスクとは、内部管理、人員、システム、または外部からの事象への対応が不十分だったり失敗したりすることで生じる損失のリスクをいいます。当該リスクは、人為的なミス、処理・コミュニケーションの不備や間違い、誤ったまたは不完全なデータの提供または受領、代理人、サービスを提供するもの、相手方またはその他の第三者のエラー、不適切または不十分な手続き、ガバナンスおよび、技術の失敗またはシステムの故障などの原因から生じます。このようなリスクは、当該投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドの評価、価格の算出、会計、税務報告、財務報告、保管および取引に影響を与えるエラーを引き起こす可能性があります。

運用会社は、オペレーショナルリスクを減らし、その影響を軽減するために、サービスプロバイダーを管理し、管理に必要な手続き等の態勢を整え、継続的に監視および監督を実施しています。しかし、すべてのオペレーショナルリスクを予測し、特定し、完全に排除または軽減することは不可能であり、オペレーショナルリスクが発生した場合に当該投資先ファンドおよびマネープール・マザーファンドに損失をもたらすことがあります。さらに、オペレーショナルリスクは長期間にわたって検出されないことがあり、特定のオペレーショナルリスクにかかる問題が検出され解決・軽減されたとしても、潜在的な損失を回収することができない場合があります。

当ファンド・マザーファンドのリスク

①　為替変動リスク

マザーファンドは、外貨建資産に投資しますが、マザーファンドおよび当ファンドは為替ヘッジを行いません。このため、為替相場の変動によりマザーファンドの信託財産の価値および当ファンドの基準価額が変動します。

②　投資方針の変更について

経済情勢や投資環境の変化、または投資効率の観点等から、投資対象または投資手法の変更を行う場合があります。

③　繰上償還等について

当ファンドは、信託期間中において、当ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、委託会社が受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合には、信託期間の途中であっても繰上償還することがあります。また、当ファンドは、投資環境の変化等により、委託会社が当ファンドの申込期間を更新しないことや申込みの受付を停止することがあります。この場合は新たに当ファンドを購入することはできなくなります。

④　予測不可能な事態が起きた場合等について

投資先ファンドにおいてその他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きた場合等に、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが遅延することや、一時的に当ファンドの運用

方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

⑤　法律、税制および規制に関するリスク

法律、税制および規制の変更が当ファンドの信託期間中に生じ、それが当ファンド、マザーファンドおよび投資先ファンドに悪影響を及ぼすことがあります。現在施行されている法律および規制が変更された場合、または新しい法律および規制が制定された場合、当ファンド、マザーファンド、投資先ファンドおよび投資者に対する法的要件は現在求められているものと大幅に異なる可能性があり、当ファンド、マザーファンド、投資先ファンドおよび投資者に重大かつ悪い影響を及ぼすことがあります。

＜参考情報＞

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

＜ファンドの分配金再投資基準価額・年間騰落率の推移＞

2021年8月～2026年7月の5年間における、ファンドの分配金再投資基準価額（日次）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。

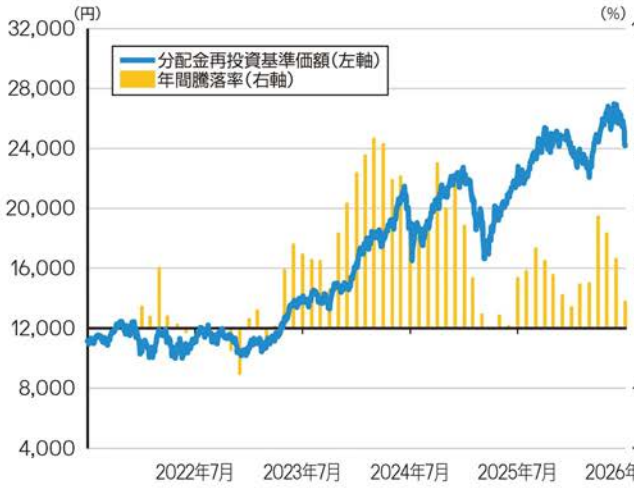

＜ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較＞

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。

（ご注意）

○分配金再投資基準価額は、信託報酬控除後のもので、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

○ファンドの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における分配金再投資基準価額を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。設定から1年未満の時点では算出されません。）

○代表的な資産クラスの年間騰落率（毎月末時点）は、毎月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。）

○ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の毎月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。ただし、ファンドは設定から6年未満で、設定日から2021年12月末までは年間騰落率が算出されないことから、それ以降の毎月末時点における年間騰落率を用いています。

○ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、実際の基準価額およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○代表的な資産クラスを表す指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）
新興国株・・・MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債・・・NOMURA－BPI（国債）
先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債・・・JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバル（円ベース）

（注）海外の指数は、為替ヘッジを行わないものとして算出されたものです。なお、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、委託会社で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

MSCIコクサイ指数およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCI Inc.が発表しています。同インデックスに関する情報の確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。著作権はMSCI Inc.に帰属しています。MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、円ベース）は、同社が発表したMSCIコクサイ指数（配当込み、米ドルベース）およびMSCIエマージング・マーケッツ・インデックス（配当込み、米ドルベース）を委託会社にて円ベースに換算したものです。

NOMURA－BPI（国債）は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI－エマージング・マーケッツ・グローバルは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが発表しており、著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属しています。

（２）投資リスクに関する管理体制

（イ）マザーファンドにおけるリスク管理

委託会社およびＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドにおいては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

① ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア・パシフィック）リミテッドのインベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果およびマザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるかを定期的にチェックします。また、投資ガイドライン*の遵守状況の報告を受けます。

② 委託会社のリスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。

＊ 「投資ガイドライン」とは、マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（ロ）投資先ファンドにおけるリスク管理

■ 米国株式ファンド

以下は、当該投資先ファンドの運用会社であるＪＰＭＩＭ社におけるものです。

同社においては、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

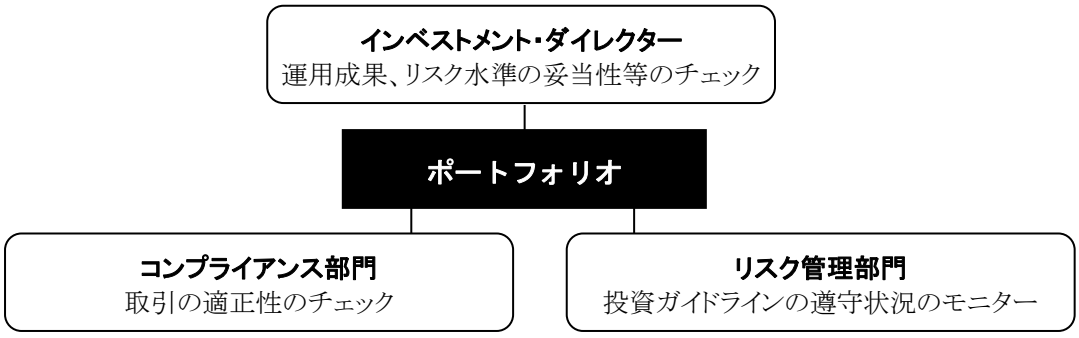

（2026年６月末現在）

- インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果や当該投資先ファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、および当該投資先ファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
- コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
- リスク管理部門は、投資ガイドライン*1の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、当該投資先ファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います*2。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＊１ 「投資ガイドライン」とは、当該投資先ファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

＊２ モニターの結果、必要があれば委託会社のリスク管理部門に連携されます。

■ マネープール・ファンド

以下は、当該投資先ファンドの主要投資先であるマネープール・マザーファンドの運用委託先

であるＪＰモルガン・アセット・マネジメント（ＵＫ）リミテッドにおけるものです。同社では、運用部門から独立した以下の部門が以下に掲げる事項その他のリスク管理を行います。

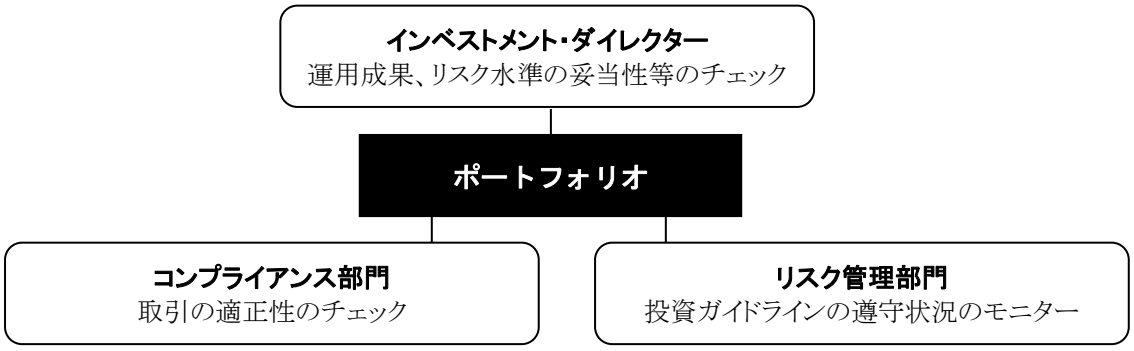

（2026年６月末現在）

・　インベストメント・ダイレクターは、達成した運用成果やマネープール・マザーファンドが取ったリスクが妥当な水準であるか、およびマネープール・マザーファンドの運用がその投資目標にしたがっているかを定期的にチェックし、必要があれば是正を求めます。
・　コンプライアンス部門は、取引価格・時点や、利益相反取引の有無等、有価証券等の取引が適正であるかのチェックを行います。
・　リスク管理部門は、投資ガイドライン*の遵守状況を取引前・取引後においてモニターし、その結果必要があれば、マネープール・マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーに対し、適切な対応を求める等、管理・監督を行います。また、有価証券等の取引の相手先である証券会社等のブローカーの信用リスクを管理し、特定のブローカーとの取引を制限する必要がある場合はその旨をトレーディング部門に指示します。

＊　「投資ガイドライン」とは、マネープール・マザーファンドの投資範囲、投資制限等の詳細を定めた内部のガイドラインをいいます。

（ハ）流動性リスクの管理

委託会社のグループ内の他の会社は、当ファンド、マザーファンド、マネープール・マザーファンドおよび投資先ファンドの流動性リスクのモニタリングを行います。委託会社のリスク管理部門は、流動性リスクのモニタリングに係る手順書にしたがい、当ファンド、マザーファンド、マネープール・マザーファンドおよび投資先ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング状況を把握するとともに、必要に応じて緊急時対応策の策定・検証等を行います。委託会社のＡＭＪコントロール・ミーティングは、当ファンド、マザーファンド、マネープール・マザーファンドおよび投資先ファンドの流動性リスク管理の適切な実施状況や流動性リスク管理態勢等について管理・監督を行います。

（ニ）その他のリスク管理

米国株式ファンドのポートフォリオ・マネジャーおよびマネープール・マザーファンドのポートフォリオ・マネジャーは、投資資産の流動性が低下することにより投資資産の換金等が困難となる事態に備え、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々把握し、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう管理します。また、委託会社は、受益者による受益権の換金に極力影響が生じないよう、社内ルールを整備して、当ファンドにおける申込みおよび換金に伴う入出金を日々管理します。

ＪＰモルガン・アセット・マネジメントにおける利益相反の開示について

委託会社を含むＪＰモルガン・アセット・マネジメントは、ファンド（ＪＰモルガン・アセット・

マネジメントが設定、設立、運用等を行っている投資信託等のファンドをいい、当ファンドを含みます。以下この項において同じ。）と、ＪＰモルガン・アセット・マネジメントの間において利益相反が生じる可能性を認識しており、その内容は以下のとおりです。

ファンドへの投資には、いくつかの実際の利益相反または潜在的利益相反が伴います。たとえば、委託会社等のファンドの運用を担当する者（以下「アドバイザー」といいます。）やその関係会社（この項においてあわせて「ＪＰモルガン」といいます。）は、様々な異なるサービスをファンドに提供します。ファンドはＪＰモルガンに報酬を支払います。その結果、ＪＰモルガンには、ファンドとの取り決めをする動機があり、その動機とファンドの最良の利益とのバランスをとろうとして、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、他の顧客の投資顧問会社としてサービスを提供する場合も、利益相反に直面し、他の顧客のために、アドバイザーがファンドのために行った投資判断とは異なる投資判断を行ったり、あるいはアドバイザーがファンドのために行った投資判断にマイナスの影響を与えるような投資判断を行うことがあります。さらに、アドバイザーの関係会社は、幅広い各種サービスと金融商品を顧客に提供しており、ファンドが現に投資しているか、将来投資する可能性のある世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ある場合においては、サービスや金融商品を顧客に提供することにより、これらの関係会社の活動は、ファンドにとっての不利益や制約となったり、これらの関係会社にとっては利益になったりします。アドバイザーは、ファンドのために有価証券を取引するアドバイザーの能力にマイナスの影響を及ぼす可能性のある、いわゆるインサイダー情報を入手することがあるかもしれません。ＪＰモルガンとファンドは、十分適切に利益相反を防止し、制限し、軽減できる方針と手順を採用しています。さらに、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす活動の多くは、法律によって制限されており、禁止されています。利益相反の詳細については、後記「潜在的利益相反」をご覧ください。

潜在的利益相反

ＪＰモルガンは、多数の投資一任運用サービスおよび投資助言運用サービスならびに金融商品を、機関投資家顧客と個人投資家に提供しています。さらに、ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、今後投資する可能性のある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。投資者には、以下に記されている、ＪＰモルガンが投資運用サービスの運営にあたって直面することがある、潜在的および実際の利益相反を、慎重に確認していただく必要があります。ＪＰモルガンとファンドは、以下に述べる利益相反を防止し、制限し、軽減するように合理的に設計された方針と手順を採用しています。また、例外が適用されない限り、これらの利益相反を引き起こす行為の多くは法律によって制限されているか、または禁止されています。

この記載は、起きうる潜在的な利益相反の完全な列挙または説明ではなく、またそれを意図したものでもありません。

複数の顧客のための代理行為　一般に、複数の顧客に投資運用サービスを提供して、随時、異なる投資アドバイスを異なる顧客に提供する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。たとえば、アドバイザーが運用する資産または口座（以下「他の口座」といいます。）が、ファンドが保有する有価証券と同じ有価証券を空売りする場合、空売りが当該有価証券の市場価格が下がる原因となれば、アドバイザーは空売りを行った他の口座のためにファンドの運用成果を害したとみなされることがあります。さらに、一つ以上の他の口座が、ファンドが投資している金融商品または有価証券の発行体が発行する、別の種類の金融商品または有価証券に投資する場合、利益相反が起こることがあります。ある状況では、ファンドが投資している発行体について、他の口座においては異なる投資目的があっ

たり、または権利を求めたり実行する可能性があり、これらの活動がファンドに悪い影響を与える可能性があります。たとえば、ファンドがある発行体の債券を保有し、他の口座が同じ発行体の株式を保有する場合に、その発行者が財務上または営業上の難局を経験したときは、ファンド（債券を保有する）は発行体の清算を求めるかもしれず、他方で他の口座（株式を保有する）は発行体の再建を選択するかもしれません。そのうえ、ファンドが投資する発行体は、ファンドからの投資資金を、ＪＰモルガンまたは他の口座に対する債務の返済につながる結果になる、借換や資本構成の再編成を行うために使うかもしれません。そのような借換または再編成の後、当該発行体の業績が向上しなければ、ファンドの運用成績は影響を受けますが、他の口座はもはや当該発行体に対し投資していないので、運用成績に影響がありません。利益相反は、破たんする発行体については大きなものとなります。債務超過、破産、再編または類似した手続きに関連して、ＪＰモルガンまたは他の口座が保有する他の権利や行動または立場によって、ファンドが取ることができる立場または行動が（適用される法、法廷その他によって）制限されることがあります。

他の口座が保有するポジション（持ち高）により、ファンドが保有するポジションの価値や価格が希薄化したり、ファンドが保有するポジションと関連した投資戦略の効果が薄れてしまったり、あるいはそのような価値、価格または投資戦略にマイナスの影響を及ぼすこともあります。たとえば、このような状況は、ファンドのための投資判断が、アドバイザーが異なる投資戦略に従う他の口座のために行う、またはアドバイザーの関係会社がその顧客の口座のために行うポートフォリオにおける投資決定のためにも使用される、企業調査等の情報に基づいて行われる場合に生じることがあります。他の口座またはアドバイザーの関係会社が運用する口座が、ファンドのためのポートフォリオにおける投資決定または戦略と類似した、ポートフォリオにおける投資決定または戦略を先だってまたは同時に実行する場合、（ポートフォリオにおける投資決定が同じ企業調査の分析またはその他の情報から由来する否かを問わず）、市場への影響、流動性の制約または他の要因によりファンドにとって不利な投資結果となる可能性があり、そして、そのようなポートフォリオにおける投資決定または戦略を実行する費用は増える可能性があり、あるいはそれ以外にファンドにとって不利な結果となる可能性があります。

ファンドに適切である投資機会は他の口座にとっても適切である場合があり、ファンドが望むとおりに、それらの投資の配分を全てまたは一部分受けられるという保証はありません。アドバイザーは、成功報酬またはより高い運用報酬を支払い、かつファンドと同一または類似の運用戦略を採用するかまたはファンドとほぼ同様の資産に投資する他の口座を運用しているため、そのことがアドバイザーが（例えば、有価証券の取引にあたって）より高い報酬を支払う可能性のある口座を有利に扱う動機となることがあります。

また、ＪＰモルガン、その取締役、役員または従業員も、自身の口座またはＪＰモルガンの自己勘定において、有価証券の売買等の取引をすることができます。ＪＰモルガンは、自己の裁量の範囲内で、顧客口座のために行ったものと（時点または投資決定もしくは行動の性質を含め）異なる投資決定や投資行動を、自己の勘定について行うことができます。さらに、アドバイザーは、ＪＰモルガンまたはその従業員が自己の口座、アドバイザーの自己勘定口座、アドバイザーの関係会社の自己勘定口座、またはアドバイザーの関係会社の顧客口座のために売買した有価証券と同一のものを、アドバイザーの顧客口座のために売買する義務を負いません。ＪＰモルガンとその取締役、役員および従業員は、自身の口座または自己勘定にとって有利となる、収入を得る等の動機があるため、利益相反に直面します。

一部のファンド・オブ・ファンズのポートフォリオ・マネージャーは、ファンド・オブ・ファンズ

と類似の運用戦略を採用する単独運用の口座のポートフォリオ・マネージャーであるため、当該ファンド・オブ・ファンズの投資対象ファンドの保有資産の状況を知り、また当該投資対象ファンドの投資戦略および投資手法についての知識を有することがあります。したがって、そのようなポートフォリオ・マネージャーは、投資先ファンドへの投資配分のタイミングおよび金額の決定、ならびに投資先ファンドの選択にあたって、利益相反に直面します。また、ＪＰモルガンは、ある手数料を免除する場合、その免除により運用成績が向上する場合に、利益相反に直面します。

複数の業務機能での行為　ＪＰモルガンは、幅広い各種サービスと金融商品をその顧客に提供する多角化された投資サービス提供会社であり、ファンドが現に投資しているか、投資する可能性がある、世界的な通貨、株式、商品、債券等の市場への主要な参加者です。ＪＰモルガンには通常これらの活動により報酬を得ることができますが、ファンドはそのような報酬を得ることはできません。サービスと金融商品をファンド以外の顧客に提供する際に、ＪＰモルガンは、一方でファンドのために推奨したり実施したことと、他方でＪＰモルガンの他の顧客のために推奨したり実施したことに関し、随時利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンは、多数の米国内外の人々および政府と、銀行業務およびその他の金融・アドバイス業務にかかる関係があり、そのような関係をさらに発展させようと努めています。ＪＰモルガンはまた、世界中で企業の潜在的な買い手と売り手に対し、アドバイスの提供・代理を行っています。ファンドは、ＪＰモルガンが代理するまたはＪＰモルガンと銀行業務もしくはその他の金融業務の関係がある企業に、投資しているか投資しようとすることがあります。また、ＪＰモルガンのある顧客は、ファンドを含むＪＰモルガンが利害関係を持つ法人等に投資することがあります。その顧客にサービスを提供する際に、ＪＰモルガンは、ファンドまたはファンドにおける投資と競争関係にあるか、さもなければ悪影響を与える行動を推奨することがあります。そのような関係がファンドが特定の取引を行うのを妨げることがあり、ファンドにおける投資の柔軟性を阻害することもあることも、ご理解いただく必要があります。

ＪＰモルガンは、ファンドに対して投資運用、資産保管、管理、会計処理、受益者管理その他のサービスを提供することにより補助的利益を得ており、そのようなサービスをファンドに提供することは、様々な関係者とＪＰモルガンの関係を強化し、さらなる事業開発を容易にし、ＪＰモルガンがさらなるビジネスを得て追加の収益を生み出すことを可能とする可能性があります。

ファンドに悪影響を与える参加　ＪＰモルガンがある市場へ参加することにより、または特定の顧客のためのＪＰモルガンの行動により、ファンドが当該市場で取引することが制限され、ＪＰモルガンは関係する利益に関して利益相反に直面することがあります。たとえば、ファンドと別のＪＰモルガンの顧客がそれぞれ、ある発行体の資本構成の異なる部分に投資する場合、債務処理の過程で「債務不履行事由（イベント・オブ・ディフォルト）」を引き起こすべきかどうか、または、投資からどのように離脱するかの決定は、利益相反となることがあります。前記「複数の顧客のための代理行為」もご参照ください。

優遇措置　アドバイザーは、特定のファンドまたは他の口座に関して、他のファンドに関して受領するよりも多くの報酬を受領することがあり、または特定の口座における運用成績が一部分反映して算出される報酬を受領することがあります。このことは、それらの口座を有利に取り扱う動機をアドバイザーとそのポートフォリオ・マネージャーに提供することとなり、利益相反を生じます。実際のまたは潜在的な利益相反は、ポートフォリオ・マネージャーが複数の口座またはファンドに運用責任を持っている場合にも生じ、例えばそれぞれのファンドまたは口座の運用に向ける時間や注意が不平等になることがあります。

発注の配分と一括　潜在的利益相反は、有価証券取引の発注の一括や、有価証券取引または投資機会の配分にあたっても生じます。ＪＰモルガンには、取引または投資する機会を特定の口座またはファンドに割り当てようとする動機があるため、一括発注された取引の配分（特に流通量が限られているために部分的にしか約定が成立しなかった場合）、および投資する機会の配分においては、潜在的な利益相反が生じます。たとえば、ＪＰモルガンには、その運用する口座を有価証券の公募に参加させる動機がありますが、それは当該参加によりＪＰモルガンへの当該公募における有価証券の全体的な配分を増やすこととなり得るためです。また、ＪＰモルガンがあるファンド・オブ・ファンズの運用を行うと共にその投資先ファンドも運用する場合、ファンド・オブ・ファンズの資産を投資先ファンドに配分するときには、ある種の潜在的利益相反に直面します。たとえば、ＪＰモルガンには、ファンド・オブ・ファンズの資産を、新しい投資先ファンドの設定時の当初資金とするために配分したり、または規模の小さい投資先ファンドであってＪＰモルガンに高い報酬を支払ってくれるもの、もしくはＪＰモルガンが設定時の当初資金を拠出しているものに配分する動機があります。

総合的持ち高限度　潜在的利益相反は、法律、規制、契約、内部方針等によってＪＰモルガンに課せられた投資規制のため、ＪＰモルガンが有価証券または他の金融商品のグループ全体での投資における持ち高制限を遵守する場合にも生じます。当該制限により、たとえ他の条件ではある有価証券または金融商品があるファンドの投資目的に適合していたとしても、そのファンドは当該有価証券または金融商品を購入できず、または将来購入できないこととなることがあります。たとえば、特定の種類の有価証券に対する関係会社である投資家による投資額合計に対する制限があり、当該制限は追加的な規制当局または社内の許可手続きなしには越えることができません。また、ファンドによるオプションの引き受けについての制限もあり、当該制限はアドバイザーが他の投資運用顧客のために引き受けるオプションの数量によって生じます。ある総所有基準額に達したり、またはある取引を行うことによって、ファンドが投資対象を購入もしくは売却し、または権利を行使し商取引を行うことは制限されます。

ソフトダラー　アドバイザーは、統計情報の提供やその他の企業調査サービスの利用に対し、有価証券仲介取引により生じる手数料（いわゆる「ソフトダラー」）を特定のブローカーに支払う場合があります。統計情報やその他の企業調査は、ファンドのみでなくアドバイザーの他の顧客のために使われることがあり、また当該手数料を生じさせた口座以外の口座の運用に関連して使われることもあるので、アドバイザーは利益相反に直面します。

加えて、アドバイザーが統計情報やその他の企業調査サービスを入手するために、顧客口座から生じる売買委託手数料を使用する場合、アドバイザーは自分自身で当該統計情報やその他の企業調査サービスのために費用を捻出して支払う必要がないので、メリットを享受します。その結果、アドバイザーは、取引執行のために最低の費用とする目的ではなく、統計情報やその他の企業調査サービスを得るために、特定のブローカーを選択する動機を持つことがあります。

一部解約　ＪＰモルガンは、あるファンドに対し、自己資金で大きな資金拠出をしていることがあります。そのようなファンドにおいて、ＪＰモルガンが一部解約をなすべきか、またいつ一部解約をすべきかを決定するにあたり、ファンドおよび他の受益者に対する一部解約の影響を検討するとき、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンによるファンドの大規模な一部解約は、ファンドが（当該一部解約がなければ売却する必要のなかった）保有有価証券の売却をすることにつながり、キャピタル・ゲインの実現を加速し、取引費用が増えるという結果となるおそれがあります。大規模な一部解約は、ファンドの資産を大幅に減らすことがあり、流動性の減少と、（費用負担の上限が適用されるものの）費用負担率の上昇を引き起こします。

関係会社との取引　ファンドが他のファンドとまたはＪＰモルガンと、仕切売買または委託売買取引を行う場合、ファンドは利益相反の対象となります。

法律により許される範囲で、ファンドは、ＪＰモルガンと、ＪＰモルガンが自己勘定で自身のために行う取引（仕切売買取引）を行うことができ、ＪＰモルガンが取引の売り手・買い手の両当事者にアドバイスしつつ両当事者に対するブローカーとなる取引（クロス取引）を行うことができ、またＪＰモルガンが手数料を受け取る取引（委託売買取引）を行うことができます。仕切売買取引および委託売買取引は、ＪＰモルガンのみが単独で取引することにつながります。ファンドのために仕切売買または委託売買取引を行う場合、当該取引はＪＰモルガンに追加の報酬をもたらすため、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。ＪＰモルガンは、これらの取引にかかわる関係者に対して、忠実義務と責任の分担が矛盾する関係になる可能性のある利益相反に直面します。

そのうえ、アドバイザーの関係会社は、電子コミュニケーション・ネットワークと代替トレーディング・システム（以下、あわせて「ＥＣＮ」といいます。）に直接的または間接的な利害関係を有します。アドバイザーは、最良執行を追及するという信認義務に従って、アドバイザーの関係会社が利害関係を持つかまたは持つ可能性のあるＥＣＮを通じて、顧客のための取引を執行することがあります。このような場合、アドバイザーの関係会社は、ＥＣＮが請求する取引手数料を、ＥＣＮに対する出資割合に応じて間接的に得ることになります。

ＪＰモルガンがメンバーに含まれる有価証券の引受シンジケートが存在するときに、ファンドがその有価証券を購入する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面することとなります。それは、ＪＰモルガンは通常シンジケートにサービスを提供することにより手数料を受領し、場合によっては、ファンドが有価証券を購入する結果として、ＪＰモルガンが直接または間接的に金融取引上の義務から解放されることがあるからです。

関係会社である業務提供者　ファンドがＪＰモルガンの関係会社である業務提供者を使用する場合、ＪＰモルガンは利益相反に直面します。それは、関係会社を使用することで、ＪＰモルガンは全体としてより多額の手数料を受領することとなるからです。関係会社は、ファンドから報酬を得て、投資運用、資産保管、管理、会計処理および受益者管理サービスをファンドに対し提供します。同様に、アドバイザーがファンドのために融資枠を使用するまたは融資枠の条件を交渉すると決定した場合に、当該融資枠が関係会社によって提供されると、アドバイザーは利益相反に直面します。また、アドバイザーは、ＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズのために、その投資先となるアクティブ運用のファンドを選ぶ際には、ＪＰモルガン・グループ内のものからのみ選択することとなります。たとえ、当該ファンド・オブ・ファンズにとってより適切である可能性があり、または優れた収益を上げている、グループ関係にはない投資先ファンドがあったとしても、アドバイザーは、グループ関係にはない投資先ファンドで利用可能なものについて、検討や調査はしません。サービスをファンドに提供するＪＰモルガンの関係会社は、ファンドがＪＰモルガンが運営するファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドに含まれる場合、更に報酬を得ることにより利益を得ることとなります。

議決権行使　アドバイザーがファンドが保有する有価証券について議決権を行使する場合、潜在的利益相反が生じることがあります。議決権行使が、（ＪＰモルガンの持株会社である）ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーの株式またはファンドの受益権について行われる場合、あるいは議決権行使についての管理者が、当該議決権行使にかかる議案について、ＪＰモルガンの関係会社が投資銀行として関与しているかまたは公正意見書を提供していることを表明している場合、利益相反が存

在するとみなされます。そのような利益相反が確認される場合、議決権行使は、独立した第三者によって、アドバイザーの議決権行使ガイドラインに従うか、当該第三者自身のガイドラインを使用して、行使されます。アドバイザーがファンドの資産を、アドバイザーの顧客でもある企業の有価証券に投資する場合、またはアドバイザーまたはその関係会社と重要な取引関係がある企業の有価証券に投資する場合で、当該企業の経営陣に反対する議決権行使が当該企業とアドバイザーまたはその関係会社との取引関係を損ねるか影響する可能性があるとき、潜在的利益相反が起きることがあります。

融資　ＪＰモルガンは、ファンド間の融資またはＪＰモルガン・チェース銀行が提供する与信枠に関して利益相反に直面します。そのような融資や与信枠の提供は、ＪＰモルガンが１つのファンドの利益またはＪＰモルガン自身の利益を、他のファンドの利益より優先した場合、貸し手または借り手となるファンドを害することがあります。ファンドが有価証券貸出取引を実施する場合、アドバイザーの関係会社が有価証券貸出において業務提供者の役割を担う場合、あるいは有価証券貸出取引の一環で報酬を受領する場合、アドバイザーは利益相反に直面します。

個人の取引　ＪＰモルガンとその取締役、役員、代理人または従業員のいずれかが、自身の口座で有価証券取引を行った場合、利益相反に直面します。それは、ファンドが取引するものと同じ有価証券を取引することで利益を得る可能性があり、それによりファンドには不利な影響を引き起こすことがあるからです。

評価　アドバイザーは、ファンドの資産評価方針に従ってファンド内の有価証券と資産を評価します。アドバイザーは、場合によっては、その関係会社が同様の資産について行った評価とは異なる評価をすることがあります。その理由には、当該関係会社が、アドバイザーとは共有しない評価技法・モデル等に関する情報を持っていることが含まれます。このようなことは、特に、市場の相場が容易に入手できない、または市場相場が値付け時の価値を表していない（例えば新興企業のもの）有価証券その他の資産について、公正価値の算出を行った場合に生じます。アドバイザーが運用会社等として受領する報酬金額に影響を与えるため、アドバイザーは資産の評価に際しても利益相反に直面します。

情報アクセス　ＪＰモルガンの様々な他の事業の結果、関係会社は随時、ある市場と投資に関する情報を入手することがあります。当該情報は、アドバイザーが知ったとしたら、ファンドが保有する投資資産を処分、保持または追加するようになるようなものであり、またはファンドのために持ち高を持ちたくなるようなものです。しかし、ＪＰモルガン内部の情報隔壁により、それがファンドの運用に関係するとしても、アドバイザーはそのような情報に触れることを制限されます。そのような関係会社は、アドバイザーが利用できない情報に基づいても、ファンドとは異なる形で取引することができます。

アドバイザーが有価証券の発行体に関していわゆるインサイダー情報を入手するか、入手したとみなされた場合、当該情報が公開されるか重要とはみなされなくなるまで、アドバイザーはその発行体の有価証券を、ファンドを含む顧客のために購入・売却することを制限されます。（そのような発行体には、ファンド・オブ・ファンズの投資先ファンドを含むことがあります。）

贈答・接待　アドバイザーの従業員は、時折、顧客、ブローカー等の仲介者またはファンドもしくはアドバイザーの業務提供者から、贈答・接待を受けることがあります。そのような贈答・接待は、アドバイザーの従業員の判断または従業員が業務を行う方法に影響を及ぼし、または影響を及ぼすことがあると見られる可能性があります。

４【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 発行価格に販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、有価証券届出書提出日現在、販売会社における手数料率は、3.3%（税抜3.0%）が上限となっています。

申込手数料*の詳細（具体的な手数料率、徴収時期、徴収方法）については、販売会社にお問い合わせください。

＊ 購入時における当ファンド・投資環境についての説明・情報提供、事務手続き等の対価として、販売会社に支払われます。

② 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込時、マザーファンドによる投資先ファンドの有価証券の取得申込時、およびマネープール・ファンドによるマネープール・マザーファンドの受益証券の取得申込時に、申込手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

当ファンドの受益権の換金時に、換金手数料はかかりません。

当ファンドによるマザーファンドの受益証券の換金時、マザーファンドによる投資先ファンドの有価証券の換金時、およびマネープール・ファンドによるマネープール・マザーファンドの受益証券の換金時に、換金手数料はかかりません。

（３）【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に対し年率1.023%（税抜0.93%）を乗じて得た額とします。

委託会社は、収受した信託報酬から販売会社に対し、委託会社が販売会社に委託した業務に対する報酬を支払います。その結果、実質的な信託報酬の配分は、次のとおりとなります。

	委託会社	販売会社	受託会社
信託報酬の配分（純資産総額に対し）	年率0.165% （税抜0.15%）	年率0.825% （税抜0.75%）	年率0.033% （税抜0.03%）
	投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務、目論見書、運用報告書等の開示資料作成業務、基準価額の計算業務等の対価	受益者の口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務、交付運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務等の対価	信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価

信託報酬は、毎日費用計上し、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日に信託財産中から支弁されます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

＜ご参考：投資先ファンドの運用管理費用等＞

<table>
<tr><td>投資先
ファンド</td><td colspan="3">運用管理費用または信託報酬の率
（投資先ファンドの日々の純資産総額に対し）</td></tr>
<tr><td>米国株式
ファンド</td><td>運用管理費用の率：年率0.6%
（消費税等はかかりません。）</td><td colspan="2">同ファンドの運用会社等が提供する、同ファンドの運用業務、同ファンドに関する情報提供業務等の対価</td></tr>
<tr><td rowspan="3">マネープール・
ファンド</td><td rowspan="3">信託報酬率：年率0.1045%
（税抜0.095%）</td><td>委託会社</td><td>投資判断、受託会社に対する指図等の運用業務（運用委託先が行う業務を含みます。）、基準価額の計算業務等の対価</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>当ファンドの口座管理業務、収益分配金・換金代金・償還金の支払い業務等の対価</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>信託財産の記帳・保管・管理業務、委託会社からの指図の執行業務、信託財産の計算業務等の対価</td></tr>
</table>

マネープール・ファンドの信託報酬には、マネープール・マザーファンドの運用委託先への報酬*が含まれます。

マネープール・マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

＊　投資判断等の運用業務およびこれに付随する業務の対価として支払われます。

当ファンドがマザーファンドを通じて、当ファンドの信託財産の99.9%を米国株式ファンドに投資した場合には、実質的な信託報酬等の負担は年率1.62%（税抜1.53%）程度（概算）となります。

（4）【その他の手数料等】

（イ）以下の費用等を信託財産で負担します。

①　当ファンドがマザーファンドを通じて実質的な主要投資対象とする投資先ファンドの有価証券への投資にあたっては、投資先ファンドにかかる以下のような費用が間接的に当ファンドの負担となります。

（a）運用管理費用または信託報酬

（b）運用に付随して発生する費用

（c）その他費用

（a）に関しては、前記「（3）信託報酬等」の「＜ご参考：投資先ファンドの運用管理費用等＞」を、また、（b）および（c）に関しては、後記「（ヘ）ご参考：投資先ファンドのその他の手数料等」をご参照ください。

また、投資先ファンドの運用状況によっては前記以外の費用がかかる場合があります。

②　当ファンドがマザーファンドの受益証券以外の投資対象に投資した場合、またはマザーファンドが投資先ファンドの有価証券以外の投資対象に投資した場合には、有価証券取引にかかる費用（売買委託手数料）*および外国為替取引（外貨建資産に投資した場合のみ）にかかる費用*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。また、当該費用にかかる消費税等に相当する金額がある場合それも含みます。

＊　当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

③　前記②の場合に、外貨建資産に投資したときには、外貨建資産の保管費用*が実費でかかります。

＊　当該資産の保管業務の対価として受託会社の委託先である保管銀行等に支払われます。

④　信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（これにかかる消費税等に相当する金額を含みます。）、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

（イ）に記載される費用等は、当ファンドおよびマザーファンドの運用状況、保有銘柄、投資比率等により変動し、事前に確定しておらず、また、銘柄ごとに種類、金額および算出方法が異なり、費用等の概要を適切に記載することが困難なことから、具体的な種類、金額および計算方法を記載していません。さらに、（イ）に記載される費用等の合計額は、受益者が当ファンドの受益権を保有する期間その他の要因により変動し、表示することができないことから、記載していません。当該費用等は、認識された時点で、当ファンド、マザーファンドおよび投資先ファンドそれぞれの計理基準にしたがい計上されます。当該費用等は、当ファンドおよびマザーファンドにおいて間接的にご負担いただきます。

（ロ）当ファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用（監査費用および委託会社が第三者に当該事務を委託する場合の委託費用を含みます。）ならびにこれにかかる消費税等に相当する金額（以下「委託会社事務費用」といいます。）については、受益者の負担とすることができ、負担とする場合には信託財産中から支弁します。なお、委託会社事務費用には、マザーファンドに関し委託会社が行う事務にかかる諸費用のうちマザーファンドの信託財産中から支弁されていないものであって、委託会社が当ファンドに関連して生じたと合理的な根拠をもって認めるものを含みます。

（ハ）当ファンドにおいて、委託会社は、委託会社事務費用のうち監査費用*については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022％（税抜0.02％）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のうちいずれか少ない額を監査費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

＊　信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

（ニ）当ファンドにおいて、委託会社は、以下に掲げる委託会社事務費用については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に一定の率（以下「みなし事務費用率」といいます。）を乗じて得た額を当該委託会社事務費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

①　目論見書の作成・印刷・交付にかかる費用
②　有価証券届出書、有価証券報告書その他の金融商品取引法に基づく開示書類（前記①に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・提出にかかる費用
③　運用報告書その他の当ファンドの内容にかかる開示または報告を行う資料（前記①・②に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・交付にかかる費用
④　振替受益権の管理および振替機関等の利用に伴い生じる手数料その他の費用
⑤　当ファンドにかかる計理事務（追加信託および一部解約の処理、運用の指図に伴う取引約定の処理、基準価額の算出、計算期間終了時における決算処理等）ならびにこれに付随する事務（法定帳簿の管理等）にかかる費用

なお、みなし事務費用率は、前記①から⑤までに掲げる費用を合理的に見積もったうえで、委託会社があらかじめ定めた合理的な基準により決定するものとします。ただし、年率0.088％（税抜0.08％）を上限とします。

（ホ）委託会社は、前記（ハ）および（ニ）の支弁を、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降に、信託財産中から受けるものとします。委託会社が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（ヘ）ご参考：投資先ファンドのその他の手数料等

投資先ファンドにおいて、以下の費用等を投資先ファンドの資産で負担します。

■　米国株式ファンド

①　事務管理費用*が実費でかかります。

ただし、当該投資先ファンドの会計期間中につき、日々の純資産総額に対し0.16％（年率）を上限とします。

＊　当該投資先ファンドの運用資産を保管する保管銀行が提供する運用資産の管理・保管業務等、および監査法人が提供する同ファンドについての監査業務の対価として支払われます。

②　その他費用が実費でかかります（有価証券の売買にかかる費用*・税金、臨時で発生する費用、その他の税金等）。

＊　当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

③　カバード・ワラントまたは株価連動社債に投資する場合、その発行体が発行に関連する費用を発行価格に転嫁している場合があります。この場合、当該投資先ファンドは間接的に当該費用を負担することとなります。

④　投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券（以下総称して「投資信託証券」といいます。）に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当該投資先ファンドの負担となります。

（ａ）運用報酬

（ｂ）運用に付随して発生する費用

（ｃ）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

■　マネープール・ファンド

①　有価証券取引にかかる費用（売買委託手数料）*が実費でかかります。なお、手数料相当額が取引の価格に織り込まれていることがあります。

＊　当該取引等の仲介業務およびこれに付随する業務の対価として証券会社等に支払われます。

②　信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および借入金の利息が実費でかかります。

③　投資信託証券に投資する場合には、当該投資信託証券にかかる投資信託、外国投資信託、投資法人または外国投資法人内において発生する、以下のような費用が間接的に当該投資先ファンドの負担となります。

（ａ）運用報酬（信託報酬）

（ｂ）運用に付随して発生する費用

（ｃ）法人の運営のための各種の費用（投資法人および外国投資法人のみ）

投資信託証券の銘柄によってはこれら以外の費用がかかる場合があります。

④　当該投資先ファンドの監査費用*は、実際に支払う金額を支弁する方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.022％（税抜0.02％）（上限）を乗じて得た額、または年間330万円（税抜300万円）のうちいずれか少ない額を当該監査費用とみなし、委託会社はそのみなし額の支弁を、当該投資先ファンドの毎計算期間の最初の６ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）、毎計算期間終了日および信託終了日の翌営業日以降、当該投資先ファンドの信託財産中から受けるも

のとします。委託会社が当該投資先ファンドの信託財産から支弁を受ける金額については、当該投資先ファンドの計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

＊　信託財産の財務諸表の監査業務の対価として監査法人に支払われます。

マネープール・マザーファンドにおいても、前記①から③までの費用等を負担します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。以下の税制は2026年８月末現在適用されるものです。

①　個別元本について

追加型の株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一販売会社であっても、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合にはそれぞれ別個に、個別元本が計算される場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、後記「②収益分配金の課税について」をご参照ください。）。

②　収益分配金の課税について

追加型の株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。また、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③　法人、個人別の課税の取扱について

（ａ）個人の受益者に対する課税

（イ）収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得となり、税率は20.315％（所得税15.315％および地方税５％）となります。なお、収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、源泉徴収による申告不要制度が適用されます。また、確定申告を行い、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

（ロ）一部解約時・償還時

解約価額および償還価額から取得費*を控除した差益は譲渡所得等として、申告分離課税となり、確定申告を行うことが必要となります。税率は20.315％（所得税15.315％および地方税５％）となります。当該控除結果がマイナスの場合は「差損」となり、損益通算の対象となります（損益通算については後記「（ハ）損益通算について」をご参照ください。）。

前記にかかわらず、販売会社において源泉徴収ありの特定口座をご利用の場合確定申告は不要となり、20.315％（所得税15.315％および地方税５％）の税率で源泉徴収されます。

＊　「取得費」とは、個別元本に申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を加算した額をいいます。

（ハ）損益通算について

公募株式投資信託*１（当ファンドを含みます。以下同じ。）の配当所得および譲渡所得、ならびにその他の上場株式等*２の利子所得、配当所得および譲渡所得の各所得間において損益通算が可能です。また、ある年における損益通算の結果、譲渡益等から控除しきれない損失がある場合は、その翌年以降３年間当該損失を繰越して、同様の損益通算において控除の対象とすることができます。損益通算の条件等については、税務専門家（税務署等）または販売会社にご確認ください。

＊１　「公募株式投資信託」とは、不特定多数の投資者を対象に販売することを目的として設定され、信託約款上において債券以外の組入れが可能である投資信託をいいます。

＊２　「上場株式等」とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ＥＴＦ）、上場特定不動産投資信託（ＲＥＩＴ）および公募株式投資信託ならびに特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。詳しくは税務専門家（税務署等）にお問い合わせください。

（ニ）少額投資非課税制度について

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度である「ＮＩＳＡ」の適用対象となります。ＮＩＳＡをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。また、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

なお、非課税口座で生じた配当所得および譲渡所得を、非課税口座以外で生じた配当所得および譲渡所得と損益通算することはできません。詳しくは販売会社にご確認ください。

上記は2026年８月末現在のものです。税法が改正された場合等には変更される場合があります。

（ｂ）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315％（所得税15.315％）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。また、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。益金不算入制度は適用されません。

※　外国税額控除の適用となった場合には、収益分配時の税金が前記と異なる場合があります。

※　課税上の取扱いの詳細については、税務専門家（税務署等）に確認することをお勧めします。

（参考情報）　ファンドの総経費率

ファンドの直近の運用報告書対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	運用管理費用の比率（①）	その他費用の比率（②）
年率1.76％	年率1.60％	年率0.16％

対象期間：2026年１月27日～2026年７月27日

※総経費率は、期中の運用・管理にかかった費用の総額を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した数値です。

※各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

※①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧下さい。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

（2026年８月３日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	63,761,441,191	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△12,792,616	△0.02
合計(純資産総額)		63,748,648,575	100.00

（注）投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。
親投資信託は、全て「ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」です（以下同じ）。

（参考）ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（2026年８月３日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,882	0.00
投資証券	ルクセンブルク	203,496,834,594	99.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	801,361,180	0.39
合計(純資産総額)		204,298,205,656	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。投資比率は四捨五入です。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2026年８月３日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	親投資信託受益証券	ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	24,792,534,875	2.6781	66,398,206,148	2.5718	63,761,441,191	100.02

（参考）ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（2026年８月３日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	JPM US GROWTH FUND I JPY CLASS	1,662,026.271	122,311	203,284,095,232	122,439	203,496,834,594	99.61
2	日本	投資信託受益証券	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	9,965	0.9883	9,848	0.9917	9,882	0.00

種類別投資比率

（2026年８月３日現在）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.02

（参考）ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（2026年８月３日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.61

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

2026年８月３日および同日前１年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）（分配落）	純資産総額（百万円）（分配付）	１口当たり純資産額（円）（分配落）	１口当たり純資産額（円）（分配付）
第１特定期間末	（2021年７月26日）	6,834	6,896	1.0977	1.1077
第２特定期間末	（2022年１月25日）	7,049	7,124	0.9383	0.9483
第３特定期間末	（2022年７月25日）	8,158	8,158	1.0102	1.0102
第４特定期間末	（2023年１月25日）	7,385	7,385	0.9464	0.9464
第５特定期間末	（2023年７月25日）	7,775	7,909	1.1622	1.1822
第６特定期間末	（2024年１月25日）	8,817	8,962	1.2218	1.2418
第７特定期間末	（2024年７月25日）	21,549	22,252	1.2249	1.2649
第８特定期間末	（2025年１月27日）	58,695	60,082	1.2699	1.2999
第９特定期間末	（2025年７月25日）	67,661	68,853	1.1350	1.1550
第10特定期間末	（2026年１月26日）	74,685	75,987	1.1472	1.1672
第11特定期間末	（2026年７月27日）	66,196	67,411	1.0892	1.1092
	2025年８月末日	70,247	－	1.1472	－
	2025年９月末日	74,576	－	1.2048	－
	2025年10月末日	79,128	－	1.2556	－
	2025年11月末日	77,649	－	1.2010	－
	2025年12月末日	77,530	－	1.1828	－
	2026年１月末日	72,078	－	1.1127	－
	2026年２月末日	70,614	－	1.0999	－
	2026年３月末日	64,099	－	1.0190	－
	2026年４月末日	70,359	－	1.1278	－
	2026年５月末日	72,592	－	1.1726	－
	2026年６月末日	69,788	－	1.1335	－
	2026年７月末日	63,455	－	1.0406	－
	2026年８月３日	63,748	－	1.0455	－

（注）純資産総額（分配付）および１口当たり純資産額（分配付）は特定期間末日のものです。

②【分配の推移】

期	１口当たり分配金（円）
第１特定期間	0.0200
第２特定期間	0.0800
第３特定期間	0.0100
第４特定期間	0.0200
第５特定期間	0.0500
第６特定期間	0.1300
第７特定期間	0.2300
第８特定期間	0.1600
第９特定期間	0.0700
第10特定期間	0.1300
第11特定期間	0.1000

③【収益率の推移】

期	収益率（％）
第１特定期間	11.77
第２特定期間	△7.23
第３特定期間	8.73
第４特定期間	△4.34
第５特定期間	28.09
第６特定期間	16.31
第７特定期間	19.08
第８特定期間	16.74
第９特定期間	△5.11
第10特定期間	12.53
第11特定期間	3.66

（注）収益率とは特定期間末の基準価額（分配落）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落）（以下「前特定期間末基準価額」といいます。）を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算して得た額を前特定期間末基準価額で除したものです。

（４）【設定及び解約の実績】

下記特定期間中の設定および解約の実績ならびに当該特定期間末の残存口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	残存口数（口）
第１特定期間	7,056,300,461	830,196,963	6,226,103,498
第２特定期間	2,333,905,522	1,047,507,475	7,512,501,545
第３特定期間	1,285,740,076	722,528,707	8,075,712,914
第４特定期間	330,983,418	603,475,919	7,803,220,413
第５特定期間	212,649,825	1,325,711,446	6,690,158,792
第６特定期間	1,114,523,785	587,755,387	7,216,927,190
第７特定期間	10,763,207,306	387,404,764	17,592,729,732
第８特定期間	30,127,165,958	1,497,575,362	46,222,320,328
第９特定期間	17,415,377,738	4,024,554,917	59,613,143,149
第10特定期間	10,927,462,934	5,435,946,120	65,104,659,963
第11特定期間	4,009,339,201	8,337,794,567	60,776,204,597

（注１）第１特定期間の設定口数には、当初申込期間中の設定口数を含みます。

（注２）設定口数、解約口数は、全て本邦内におけるものです。

〈参考情報〉

最新の運用実績は、委託会社ホームページ（am.jpmorgan.com/jp）、または販売会社でご確認いただけます。
過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準日	2026年８月３日	設定日	2021年１月25日
純資産総額	637億円	決算回数	年12回

基準価額・純資産の推移

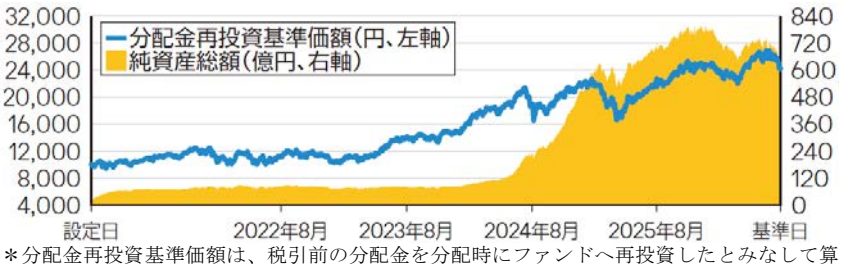

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
＊分配金再投資基準価額は、1万口当たり、信託報酬控除後です。

分配の推移

期	年月	円
62期	2026年３月	100
63期	2026年４月	200
64期	2026年５月	200
65期	2026年６月	200
66期	2026年７月	200
	設定来累計	10,000

＊分配金は税引前1万口当たりの金額です。

ポートフォリオの構成状況

資産の種類	投資比率※1
ＪＰＭ　ＵＳグロース（Ｉクラス）（円建て）	99.6%
ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	0.0%
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	0.4%
合計（純資産総額）	100.0%

国（地域）別構成状況

投資国/地域※2	投資比率※3
アメリカ	95.6%
ルクセンブルク	2.1%
台湾	1.3%
カナダ	0.2%
アイルランド	0.1%

通貨別構成状況

通貨	投資比率※3
米ドル	99.1%
カナダドル	0.2%

業種別構成状況

業種※2	投資比率※3
情報技術	53.7%
コミュニケーション・サービス	12.0%
資本財・サービス	10.4%
ヘルスケア	8.5%
金融	5.0%
その他	7.6%

＊上記比率に投資先ファンドが保有する投資信託証券は含んでいません。

組入上位銘柄

順位	銘柄名	投資国/地域※2	通貨	業種※2	投資比率※3
1	アルファベット	アメリカ	米ドル	コミュニケーション・サービス	10.0%
2	エヌビディア	アメリカ	米ドル	情報技術	9.5%
3	アップル	アメリカ	米ドル	情報技術	6.6%
4	ブロードコム	アメリカ	米ドル	情報技術	6.4%
5	アドバンスト・マイクロ・デバイセズ	アメリカ	米ドル	情報技術	4.0%
6	マイクロン・テクノロジー	アメリカ	米ドル	情報技術	3.3%
7	イーライリリー	アメリカ	米ドル	ヘルスケア	2.4%
8	ゴールドマン・サックス・グループ	アメリカ	米ドル	金融	2.2%
9	マイクロソフト	アメリカ	米ドル	情報技術	2.1%
10	JPモルガン・リクイディティ・ファンズ－米ドル※4	ルクセンブルク	米ドル	－	2.1%

年間収益率の推移

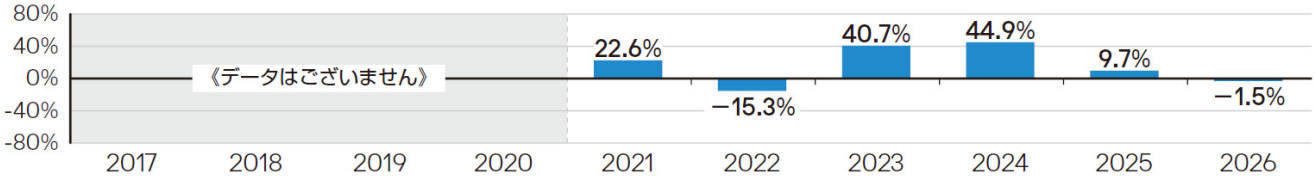

＊年間収益率（%）＝｛（年末営業日の基準価額＋その年に支払われた税引前の分配金）÷前年末営業日の基準価額－1｝×100
＊2021年の年間収益率は設定日から年末営業日、2026年の年間収益率は前年末営業日から2026年8月3日までのものです。
＊ベンチマークは設定していません。
＊投資信託証券とは、投資信託もしくは外国投資信託の受益証券、投資証券、または外国投資証券の総称です。
＊当ページにおける「ファンド」は、ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型です。

運用実績において、金額は表示単位以下を切捨て、投資比率および収益率は表示単位以下を四捨五入して記載しています。

※1　各比率はファンドの純資産総額に対する比率を記載しています。
※2　国/地域はMSCI分類、業種はGICS分類に基づき分類していますが、Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントの判断に基づき分類したものが一部含まれます。Ｊ．Ｐ．モルガン・アセット・マネジメントとは、ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドです。
※3　ファンドは各投資先ファンドを通じて投資を行うため、各投資先ファンドの投資銘柄をファンドが直接保有しているものとみなし、ファンドの純資産総額に対する投資比率として計算しています。なお、運用実績の基準日のファンドの基準価額算出に使用されているデータ（ＪＰＭ　ＵＳグロース（Ｉクラス）（円建て）およびＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）は2026年7月最終営業日のもの）を使用しています。
※4　流動性の高い短期金融商品を投資対象とするもので、現金の代替として組み入れています。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

①　申込方法

申込期間中の毎営業日に販売会社において、販売会社所定の方法で当ファンドの受益権の取得申込みの受付が行われます。

ただし、委託会社が指定する日には、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

②　申込価格

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

取得申込みには申込手数料を要します。

③　申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、１円以上１円単位とします。

④　受渡方法

（ａ）取得申込代金の支払いについて

投資者は、申込みの販売会社が定める日までに取得申込代金を当該販売会社に支払うものとします。

（ｂ）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、申込みの販売会社が、取得申込代金の支払いと引き換えに振替機関等の口座に投資者にかかる受益権口数の増加を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。当該口座は、当該投資者が販売会社に取得申込みと同時にまたはあらかじめ申し出た口座とします。なお、委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

⑤　受付時間

原則として、購入の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑥　申込みの中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、取得申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、投資者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、投資者がその取得申込みを撤回しない

場合には、その取得申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

⑦　申込取扱場所

申込期間中、販売会社において申込みを取扱います。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

２【換金（解約）手続等】

①　換金方法

原則として毎営業日に販売会社にて解約請求により受付けます。

ただし、委託会社が指定する日には、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日（申込受付中止日）については、販売会社にお問い合わせください。

②　換金価格

換金申込日の翌営業日の基準価額とします。

（課税については、「第１　ファンドの状況　４　手数料等及び税金　（５）課税上の取扱い」をご参照ください。）

換金価格は、毎営業日に計算され、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

販売会社に関しては、前記「１　申込（販売）手続等　⑦申込取扱場所」の照会先までお問い合わせください。

換金時に手数料はかかりません。

③　換金単位

販売会社が定める単位とします。

④　受渡方法

（ａ）換金代金の支払いについて

原則として換金申込日から起算して７営業日目から、販売会社の本・支店等において支払います。

（ｂ）受益権の引渡しについて

当ファンドの受益権は振替受益権のため、換金申込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の申込みにかかる当ファンドの一部解約の通知を委託会社が行うのと引き換えに、販売会社を通じて当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少を記載または記録することにより、受益権の引渡しが行われます。なお、換金申込みは振替受益権をもって行うものとします。

⑤　受付時間

原則として、換金の申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後３時30分までに完了し

たものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

⑥　換金の中止

有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、基準価額が確定できない事情があるときは、換金申込みの受付が中止される場合があります。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、その換金申込みは当該事情が解消した後の最初の基準価額の計算日にその換金申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

受益権１口当たりの純資産価額（基準価額）は、原則として各営業日に委託会社が計算します。受益権１口当たりの純資産価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

受益権１万口当たりの基準価額は、販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、受益権１万口当たりの基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

販売会社に関しては、以下の照会先までお問い合わせください。

照会先：

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

TEL：０３－６７３６－２３５０（受付時間は営業日の午前９時～午後５時）

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2021年１月25日から2031年１月25日（休業日の場合は翌営業日）までです。ただし、後記「（５）その他　①信託の終了等」に記載する特定の場合には、信託期間満了前に信託は終了します。

なお、委託会社は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託約款を変更し、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎月26日から翌月25日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

なお、計算期間終了日を「決算日」ということがあり、前記より当ファンドの決算日は原則として毎月25日（該当日が休業日の場合は翌営業日）となります。

（５）【その他】

①　信託の終了等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）信託契約の解約

ａ．委託会社は、当ファンドの純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、当ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ｂ．委託会社は、前記ａ．の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ｃ．前記ｂ．の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下ｃ．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ｄ．前記ｂ．の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ｅ．前記ｂ．からｄ．までの規定は、前記ａ．において委託会社が当ファンドの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記ｂ．からｄ．までに規定する当ファンドの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（ｂ）信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

（ｃ）委託会社の登録取消に伴う取扱い

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「②信託約款の変更等」での書面決議で否決された場合を除き、当ファンドはその委託会社と受託会社との間において存続します。

（ｄ）委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、当ファンドの信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（ｅ）受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が

辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「②信託約款の変更等」の規定にしたがうとともに、新受託会社を選任します。ただし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受益者は、前記の手続による場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

② 信託約款の変更等（詳しくは、信託約款をご参照ください。）

（ａ）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他の投資信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は②に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（ｂ）委託会社は、前記（ａ）の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます。（以下同じ。）この場合委託会社は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

（ｃ）前記（ｂ）の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下（ｃ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

（ｄ）前記（ｂ）の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

（ｅ）書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

（ｆ）前記（ｂ）から（ｅ）までの規定は、前記（ａ）において委託会社が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

（ｇ）前記（ａ）から（ｆ）までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下（ｇ）において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

③ 運用報告書

委託会社は、当ファンドについて、１月、７月の計算期間終了日毎および償還時に、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況等を記載した運用報告書（全体版）および運用報告書（全体版）に記載すべき事項のうち重要な事項のみを記載した交付運用報告書を作成します。そのうえで、委託会社は交付運用報告書を知れている受益者に対して販売会社を通して交付等を行います。また、運用報告書（全体版）のすべての内容を委託会社のホームページに掲載することで、委託会社は運用報告書（全体版）にかかる情報を電磁的方法により提供します。ただし、受益者から書面による運用報告書（全体版）にかかる情報の提供の請求があった場合には、販売会社を通して交付します。

HPアドレス：am.jpmorgan.com/jp

④　関係会社との契約の更新等に関する手続について

（ａ）委託会社と販売会社との間の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の３ヵ月前までに、当事者のいずれからも何らの意思表示がないときは、自動的に１年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とするとされています。委託会社と販売会社との間の当該契約は、かかる規定にしたがって自動更新され、現在に至っています。当ファンドの受益権の募集等の取扱い等も当該契約に基づいています。

（ｂ）委託会社と運用委託先との間の投資運用の委託に関する契約には期限の定めはありません。

⑤　委託会社が行う公告

委託会社が当ファンドについて行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥　反対受益者の換金について

前記①（ａ）ｂ．または②（ｂ）における書面決議において、当ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行うことが決議された場合に、当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。ただし、当該受益者は、前記「２　換金（解約）手続等」のとおり、原則として毎営業日に自己に帰属する受益権を解約請求により換金することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（１）収益分配金の請求権

受益者は、当ファンドにかかる収益の分配を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日目）までに、毎計算期間終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付され、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社において行うものとします。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金の請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は当該償還日の翌営業日）から起算して５営業日目）までに、信託終了日において振替機関等の口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われ

た受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払いを開始します。当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還の通知をするのと引き換えに、販売会社を通じて当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社において行うものとします。

受益者が、償還金について前記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

（３）受益権の一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に一部解約を請求する権利を有します。

（４）帳簿の閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第11特定期間（2026年１月27日から2026年７月27日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026 年 10 月 2 日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　和　田　渉

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　見　昂　平

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型の 2026 年 1 月 27 日から 2026 年 7 月 27 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型の 2026 年 7 月 27 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明

することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

１【財務諸表】

【ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （2026年１月26日現在）	当期 （2026年７月27日現在）
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	76,057,395,059	67,475,403,691
未収入金	144,540,884	369,014,510
流動資産合計	76,201,935,943	67,844,418,201
資産合計	76,201,935,943	67,844,418,201
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,302,093,199	1,215,524,091
未払解約金	144,540,884	369,014,510
未払受託者報酬	2,234,746	2,020,648
未払委託者報酬	67,042,363	60,619,460
その他未払費用	1,010,827	886,343
流動負債合計	1,516,922,019	1,648,065,052
負債合計	1,516,922,019	1,648,065,052
純資産の部		
元本等		
元本	※１ 65,104,659,963	※１ 60,776,204,597
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,580,353,961	5,420,148,552
（分配準備積立金）	723,234,355	－
元本等合計	74,685,013,924	66,196,353,149
純資産合計	74,685,013,924	66,196,353,149
負債純資産合計	76,201,935,943	67,844,418,201

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 （自　2025年７月26日 至　2026年１月26日）	当期 （自　2026年１月27日 至　2026年７月27日）
営業収益		
有価証券売買等損益	9,155,831,577	2,944,070,676
営業収益合計	9,155,831,577	2,944,070,676
営業費用		
受託者報酬	12,560,855	11,568,670
委託者報酬	376,825,667	347,060,052
その他費用	9,604,020	5,172,703
営業費用合計	398,990,542	363,801,425
営業利益又は営業損失（△）	8,756,841,035	2,580,269,251
経常利益又は経常損失（△）	8,756,841,035	2,580,269,251
当期純利益又は当期純損失（△）	8,756,841,035	2,580,269,251
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	72,409,032	27,425,399
期首剰余金又は期首欠損金（△）	8,048,042,301	9,580,353,961
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,080,813,653	516,361,185
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,080,813,653	516,361,185
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,001,205,753	1,032,558,137
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,001,205,753	1,032,558,137
分配金	※1 8,231,728,243	※1 6,196,852,309
期末剰余金又は期末欠損金（△）	9,580,353,961	5,420,148,552

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
１．有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
２．その他財務諸表作成のための基礎となる事項	特定期間末日の取扱い 2026年１月25日が休日のため、信託約款第30条により、第10特定期間末日を2026年１月26日としております。また、2026年７月25日および2026年７月26日が休日のため、第11特定期間末日を2026年７月27日としております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

前期 （2026年１月26日現在）	当期 （2026年７月27日現在）
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	前期 （2026年１月26日現在）	当期 （2026年７月27日現在）
※１期首元本額	59,613,143,149円	65,104,659,963円
期中追加設定元本額	10,927,462,934円	4,009,339,201円
期中一部解約元本額	5,435,946,120円	8,337,794,567円
受益権の総数	65,104,659,963口	60,776,204,597口
１口当たりの純資産額	1.1472円	1.0892円
（１万口当たりの純資産額）	（11,472円）	（10,892円）

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	前期 （自　2025年７月26日 至　2026年１月26日）	当期 （自　2026年１月27日 至　2026年７月27日）
※１分配金の計算過程		
	（自　2025年７月26日 至　2025年８月25日）	（自　2026年１月27日 至　2026年２月25日）
費用控除後の配当等収益額	200,890円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	14,339,005,300円	14,364,734,389円
分配準備積立金額	－円	703,107,117円
当ファンドの分配対象収益額	14,339,206,190円	15,067,841,506円
当ファンドの期末残存口数	60,557,524,508口	64,189,420,603口
1万口当たり収益分配対象額	2,367.86円	2,347.40円
1万口当たり分配金額	200.00円	100.00円
収益分配金金額	1,211,150,490円	641,894,206円
	（自　2025年８月26日 至　2025年９月25日）	（自　2026年２月26日 至　2026年３月25日）
費用控除後の配当等収益額	235,349円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	4,830,123,445円	－円
収益調整金額	13,393,142,904円	14,077,341,052円
分配準備積立金額	－円	59,445,170円
当ファンドの分配対象収益額	18,223,501,698円	14,136,786,222円
当ファンドの期末残存口数	61,780,294,746口	62,902,745,803口
1万口当たり収益分配対象額	2,949.72円	2,247.40円
1万口当たり分配金額	200.00円	100.00円
収益分配金金額	1,235,605,894円	629,027,458円
	（自　2025年９月26日 至　2025年10月27日）	（自　2026年３月26日 至　2026年４月27日）
費用控除後の配当等収益額	224,425円	274,379円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	3,061,987,106円	288,466,932円
収益調整金額	13,764,382,460円	13,393,543,637円
分配準備積立金額	3,550,307,490円	－円
当ファンドの分配対象収益額	20,376,901,481円	13,682,284,948円
当ファンドの期末残存口数	62,968,719,208口	62,370,863,425口
1万口当たり収益分配対象額	3,236.03円	2,193.69円
1万口当たり分配金額	300.00円	200.00円
収益分配金金額	1,889,061,576円	1,247,417,268円
	（自　2025年10月28日 至　2025年11月25日）	（自　2026年４月28日 至　2026年５月25日）
費用控除後の配当等収益額	－円	339,689円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	3,591,881,807円
収益調整金額	14,235,603,525円	12,312,724,415円

区分	前期 （自　2025年７月26日 至　2026年１月26日）	当期 （自　2026年１月27日 至　2026年７月27日）
分配準備積立金額	4,636,299,729円	－円
当ファンドの分配対象収益額	18,871,903,254円	15,904,945,911円
当ファンドの期末残存口数	64,276,776,099口	61,758,210,042口
1万口当たり収益分配対象額	2,936.03円	2,575.35円
1万口当たり分配金額	200.00円	200.00円
収益分配金金額	1,285,535,521円	1,235,164,200円
	（自　2025年11月26日 至　2025年12月25日）	（自　2026年５月26日 至　2026年６月25日）
費用控除後の配当等収益額	284,338円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	74,045,177円	－円
収益調整金額	14,586,472,824円	12,271,309,341円
分配準備積立金額	3,311,071,650円	2,311,308,527円
当ファンドの分配対象収益額	17,971,873,989円	14,582,617,868円
当ファンドの期末残存口数	65,414,078,190口	61,391,254,307口
1万口当たり収益分配対象額	2,747.40円	2,375.35円
1万口当たり分配金額	200.00円	200.00円
収益分配金金額	1,308,281,563円	1,227,825,086円
	（自　2025年12月26日 至　2026年１月26日）	（自　2026年６月26日 至　2026年７月27日）
費用控除後の配当等収益額	－円	－円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	－円	－円
収益調整金額	14,559,443,823円	12,161,772,442円
分配準備積立金額	2,025,327,554円	1,059,228,735円
当ファンドの分配対象収益額	16,584,771,377円	13,221,001,177円
当ファンドの期末残存口数	65,104,659,963口	60,776,204,597口
1万口当たり収益分配対象額	2,547.40円	2,175.35円
1万口当たり分配金額	200.00円	200.00円
収益分配金金額	1,302,093,199円	1,215,524,091円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、以下に記載される親投資信託受益証券であります。 ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用） 親投資信託の受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクを伴います。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	前期 (2026年１月26日現在)	当期 (2026年７月27日現在)
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 （2026年１月26日現在）	当期 （2026年７月27日現在）
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△982,790,168	△1,916,828,664
合計	△982,790,168	△1,916,828,664

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表（2026年７月27日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	25,189,608,277	67,475,403,691	
合計			25,189,608,277	67,475,403,691	

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	(2026年１月26日現在)	(2026年７月27日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
金銭信託		717,478	225,212
コール・ローン		4,596,235,651	3,902,299,132
投資信託受益証券		9,848	9,879
投資証券		239,034,981,760	212,001,423,023
未収利息		75,554	90,875
流動資産合計		243,632,020,291	215,904,048,121
資産合計		243,632,020,291	215,904,048,121
負債の部			
流動負債			
未払解約金		1,190,730,154	897,396,028
流動負債合計		1,190,730,154	897,396,028
負債合計		1,190,730,154	897,396,028
純資産の部			
元本等			
元本	※１	94,392,274,005	80,266,009,277
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		148,049,016,132	134,740,642,816
元本等合計		242,441,290,137	215,006,652,093
純資産合計		242,441,290,137	215,006,652,093
負債純資産合計		243,632,020,291	215,904,048,121

（注）「ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」の計算期間は、毎年１月26日から翌年１月25日まで（計算期間終了日が休業日の場合は、その翌営業日まで）であり、当ファンドの特定期間と異なります。

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	投資信託受益証券 　移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 投資証券 　移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 　金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 　当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 　当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 　適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

（2026年１月26日現在）	（2026年７月27日現在）
当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2026年１月26日現在）	（2026年７月27日現在）
※１期首元本額	100,745,119,306円	94,392,274,005円
期中追加設定元本額	13,208,017,649円	5,189,646,048円
期中解約元本額	19,560,862,950円	19,315,910,776円
元本の内訳（注）		
ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、年１回決算型）	64,779,520,906円	55,076,401,000円
ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型	29,612,753,099円	25,189,608,277円
合　計	94,392,274,005円	80,266,009,277円
受益権の総数	94,392,274,005口	80,266,009,277口
１口当たりの純資産額	2.5684円	2.6787円
（１万口当たりの純資産額）	（25,684円）	（26,787円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する注記

	当財務諸表対象期間
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
２．金融商品の内容およびそのリスク	当ファンドが保有した主な金融商品は、投資信託受益証券および投資証券であります。当ファンドが保有した金融商品には、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性のリスクがあります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドで投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。 (1)運用部門から独立したインベストメント・ダイレクターは、運用成果やリスク水準のチェック等を行います。 (2)リスク管理部門は、投資制限遵守状況の管理等、運用状況の管理・監督を行っています。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

	(2026年１月26日現在)	(2026年７月27日現在)
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2026年１月26日現在)	(2026年７月27日現在)
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	14	31
投資証券	23,169,865,536	8,717,327,791
合計	23,169,865,550	8,717,327,822

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

（３）附属明細表

第１　有価証券明細表（2026年７月27日現在）

（イ）株式

該当事項はありません。

（ロ）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	銘柄数比率	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）		9,965	9,879	
	計	銘柄数：	1	9,965	9,879	
		組入時価比率：	0.0%		0.0%	
	小計				9,879	
投資証券	日本円	JPM US GROWTH FUND I JPY CLASS		1,662,026.271	212,001,423,023	
	計	銘柄数：	1	1,662,026.271	212,001,423,023	
		組入時価比率：	98.6%		100.0%	
	小計				212,001,423,023	
	合計				212,001,432,902	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各通貨計欄の合計金額に対する比率であります。

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

（注）投資証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同証券投資信託であります。

尚、「ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）」は「ＧＩＭマネープール・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

同証券投資信託および親投資信託の状況は以下の通りであります。

以下に記載した情報は同証券投資信託の直近中間計算期間末における監査済財務諸表であります。尚、当ファンドの監査対象ではありません。

中間財務諸表

ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）

（１）中間貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	前計算期間末 (2026年１月14日現在)	当中間計算期間末 (2026年７月14日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		4,163,722	4,176,490
流動資産合計		4,163,722	4,176,490
資産合計		4,163,722	4,176,490
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		516	511
未払委託者報酬		1,571	1,539
その他未払費用		404	394
流動負債合計		2,491	2,444
負債合計		2,491	2,444
純資産の部			
元本等			
元本	※１	4,210,069	4,210,069
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金（△）	※２	△48,838	△36,023
（分配準備積立金）		84,822	84,822
元本等合計		4,161,231	4,174,046
純資産合計		4,161,231	4,174,046
負債純資産合計		4,163,722	4,176,490

（２）中間損益及び剰余金計算書

（単位：円）

区分	注記番号	前中間計算期間 （自　2025年１月15日 至　2025年７月14日）	当中間計算期間 （自　2026年１月15日 至　2026年７月14日）
		金額	金額
営業収益			
有価証券売買等損益		7,747	15,259
営業収益合計		7,747	15,259
営業費用			
受託者報酬		514	511
委託者報酬	※１	1,580	1,539
その他費用		406	394
営業費用合計		2,500	2,444
営業利益又は営業損失（△）		5,247	12,815
経常利益又は経常損失（△）		5,247	12,815
中間純利益又は中間純損失（△）		5,247	12,815
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）		△125	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△66,475	△48,838
剰余金増加額又は欠損金減少額		12,693	－
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		12,693	－
剰余金減少額又は欠損金増加額		－	－
分配金		－	－
中間剰余金又は中間欠損金（△）		△48,410	△36,023

（３）中間注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当中間財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

区分	前計算期間末 （2026年１月14日現在）	当中間計算期間末 （2026年７月14日現在）
※１期首元本額	5,203,710円	4,210,069円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中一部解約元本額	993,641円	－円
※２元本の欠損	48,838円	36,023円
受益権の総数	4,210,069口	4,210,069口
１口当たりの純資産額	0.9884円	0.9914円
（１万口当たりの純資産額）	（9,884円）	（9,914円）

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	当中間財務諸表対象期間
※１信託財産の運用の指図に関する権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に年率0.049％を乗じて得た額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	前計算期間末 (2026年１月14日現在)	当中間計算期間末 (2026年７月14日現在)
１．中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は前計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。	中間貸借対照表計上額は当中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「ＧＩＭマネープール・マザーファンド（適格機関投資家専用）」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券であります。

尚、同親投資信託の状況は以下の通りであります。

「ＧＩＭマネープール・マザーファンド（適格機関投資家専用）」の状況

尚、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区分	注記番号	(2026年１月14日現在)	(2026年７月14日現在)
		金額	金額
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		2,070,321	969,386
国債証券		2,092,487	3,200,162
未収利息		557	6,592
前払費用		478	212
流動資産合計		4,163,843	4,176,352
資産合計		4,163,843	4,176,352
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		－	－
負債合計		－	－
純資産の部			
元本等			
元本	※１	4,126,583	4,124,114
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）		37,260	52,238
元本等合計		4,163,843	4,176,352
純資産合計		4,163,843	4,176,352
負債純資産合計		4,163,843	4,176,352

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

	当財務諸表対象期間
有価証券の評価基準および評価方法	国債証券 個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における最終相場（外貨建証券の場合は知りうる直近の最終相場）で評価しております。 当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	（2026年１月14日現在）	（2026年７月14日現在）
※１期首元本額	5,106,677円	4,126,583円
期中追加設定元本額	－円	－円
期中解約元本額	980,094円	2,469円
元本の内訳（注）		
ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）	4,126,583円	4,124,114円
合　計	4,126,583円	4,124,114円
受益権の総数	4,126,583口	4,124,114口
１口当たりの純資産額	1.0090円	1.0127円
（１万口当たりの純資産額）	（10,090円）	（10,127円）

（注）当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	(2026年１月14日現在)	(2026年７月14日現在)
１．貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
２．時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。一部の債券時価に関しては発行体の格付けや債券の償還年限を基にした国債に対する上乗せ金利、取引業者からの提示価格、流動性、将来発生しうるキャッシュフロー、その他個々の債券の特性等を考慮して価格提供会社が算出した価格を利用しております。 (2)有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)有価証券以外の金融商品 同左
３．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「JPM US GROWTH FUND I JPY CLASS」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、同投資証券であります。

同投資証券の状況は以下の通りであります。

以下に記載した情報は同投資証券の直近計算期間末における監査済財務諸表の抜粋であります。尚、当ファンドの監査対象ではありません。

JPMorgan Funds - US Growth Fund
純資産計算書
2025年6月30日現在

	米ドル
資産	
投資有価証券－取得原価	5,455,761,140
未実現利益／(損失)	1,296,271,663
投資有価証券－時価	6,751,032,803
TBA証券への投資－時価	－
現金預金およびブローカー預託金	194,407
定期預金	－
証券発行未収金	70,642,878
投資有価証券売却未収金	－
TBA証券売却未収金	－
未収配当金	1,795,959
未収利息	－
未収還付税額	－
未収報酬免除額	5,123
買建オプション契約－公正価値	－
金融先物契約未実現利益	－
先渡為替契約未実現利益	20,018,122
スワップ契約－公正価値	－
その他の資産	1,769
資産合計	6,843,691,061
負債	
TBA証券売建－時価	－
当座借越	－
ブローカーに対する債務	－
証券買戻未払金	63,709,939
投資有価証券購入未払金	－
TBA証券購入未払金	－
未払利息	－
未払販売報酬	163,555
未払運用報酬	4,418,498
未払ファンド・サービス報酬	469,974
未払業績報酬	－
売建オプション契約－公正価値	－
金融先物契約未実現損失	－
先渡為替契約未実現損失	703,783
スワップ契約－公正価値	－
その他の負債*	389,235
負債合計	69,854,984
純資産額合計	6,773,836,077

＊その他の負債は主に取締役報酬、監査および税務関連報酬および費用、登録、発行、発送、印刷、法務ならびにマーケッティング費用から構成されている。

JPMorgan Funds - US Growth Fund
損益および純資産変動計算書
2025年6月30日をもって終了する会計年度

	米ドル
期首現在純資産額	4,098,776,110
収益	
受取配当金、源泉徴収税控除後	34,773,331
投資有価証券からの受取利息、源泉徴収税控除後	－
スワップ契約にかかる受取利息	－
証券貸付取引収益	64,283
受取銀行利息	4,630
その他の収益	－
収益合計	34,842,244
費用	
運用報酬	44,359,874
ファンド・サービス報酬	5,219,700
業績報酬	－
保管、支払代行、事務および所在地代行報酬	822,841
販売報酬	1,954,579
登録および名義書換代行報酬	480,970
税金	1,654,397
銀行およびその他の支払利息	－
スワップ契約にかかる支払利息	－
その他の費用*	1,005,259
控除：報酬免除額	(111,323)
費用合計	55,386,297
投資純利益(損失)	(20,544,053)
投資有価証券売却実現純利益(損失)	445,019,161
TBA証券実現純利益(損失)	－
オプション契約実現純利益(損失)	－
金融先物契約実現純利益(損失)	－
先渡為替契約実現純利益(損失)	8,528,474
スワップ契約実現純利益(損失)	－
為替差実現純利益(損失)	7,591,668
当期実現純利益(損失)	461,139,303
投資有価証券未実現評価益(損)純増減	199,877,430
TBA証券未実現評価益(損)純増減	－
オプション契約未実現評価益(損)純増減	－
金融先物契約未実現評価益(損)純増減	－
先渡為替契約未実現評価益(損)純増減	26,033,917
スワップ契約未実現評価益(損)純増減	－
為替差未実現評価益(損)純増減	24,517
当期未実現評価益(損)純増減	225,935,864
事業活動による純資産増減	666,531,114
設定	6,010,991,333
解約	(4,002,257,767)
資本の増減による純資産増減	2,008,733,566
支払配当金	(204,713)
期末現在純資産額	6,773,836,077

＊その他の費用は主に取締役報酬、監査および税務関連費用、登録、発行、発送、印刷、法務ならびにマーケッティング費用から構成されている。

JPMorgan Funds – US Growth Fund
投資有価証券明細表
2025年6月30日現在

投資対象	通貨	株数／額面金額	時価（米ドル）	純資産に占める割合(%)
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品				
株式				
カナダ				
Shopify, Inc. 'A'	USD	494,053	56,808,684	0.84
			56,808,684	0.84
ケイマン諸島				
Alibaba Group Holding Ltd., ADR	USD	495,527	55,585,741	0.82
Sea Ltd., ADR	USD	192,275	30,627,485	0.45
			86,213,226	1.27
アイルランド				
Eaton Corp. plc	USD	64,655	22,997,137	0.34
Trane Technologies plc	USD	82,268	35,675,107	0.53
			58,672,244	0.87
ルクセンブルク				
Spotify Technology SA	USD	105,513	80,159,809	1.18
			80,159,809	1.18
オランダ				
ASML Holding NV, ADR	USD	4,928	3,920,914	0.06
			3,920,914	0.06
台湾				
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co. Ltd., ADR	USD	189,395	42,718,042	0.63
			42,718,042	0.63
アメリカ				
3M Co.	USD	701,402	106,549,978	1.57
Abbott Laboratories	USD	667,050	90,108,449	1.33
AbbVie, Inc.	USD	277,356	50,879,571	0.75
Alphabet, Inc. 'C'	USD	1,284,690	229,265,777	3.38
Amazon.com, Inc.	USD	1,481,904	329,427,259	4.86
Amphenol Corp. 'A'	USD	399,963	39,090,384	0.58
Apple, Inc.	USD	1,582,775	317,749,995	4.69
AppLovin Corp. 'A'	USD	71,145	25,382,757	0.37
Arista Networks, Inc.	USD	282,129	28,806,782	0.43
AutoZone, Inc.	USD	7,245	26,167,889	0.39
Berkshire Hathaway, Inc. 'B'	USD	103,246	50,208,014	0.74
Blackstone, Inc.	USD	182,199	27,468,321	0.41
Booking Holdings, Inc.	USD	13,052	74,704,819	1.10
Broadcom, Inc.	USD	1,095,073	300,383,999	4.43
Carvana Co. 'A'	USD	74,652	24,878,899	0.37
Charles Schwab Corp. (The)	USD	485,183	44,071,598	0.65
Cheniere Energy, Inc.	USD	89,148	21,522,110	0.32
Cloudflare, Inc. 'A'	USD	178,505	34,837,928	0.51
Coca-Cola Co. (The)	USD	1,243,865	87,425,052	1.29
Crowdstrike Holdings, Inc. 'A'	USD	77,301	39,219,049	0.58
D.R. Horton, Inc.	USD	273,458	35,124,313	0.52
Deere & Co.	USD	53,711	27,356,892	0.40
DoorDash, Inc. 'A'	USD	480,080	117,187,528	1.73
Edwards Lifesciences Corp.	USD	258,024	20,223,921	0.30
Eli Lilly & Co.	USD	113,721	88,324,826	1.30
Fair Isaac Corp.	USD	15,005	27,052,965	0.40
Gilead Sciences, Inc.	USD	407,188	44,837,507	0.66
Goldman Sachs Group, Inc. (The)	USD	130,944	92,769,341	1.37
HubSpot, Inc.	USD	51,150	28,498,734	0.42
Insmed, Inc.	USD	328,740	33,036,726	0.49
Intercontinental Exchange, Inc.	USD	113,242	20,644,017	0.31
International Business Machines Corp.	USD	565,367	165,321,791	2.44
Intuit, Inc.	USD	87,160	68,377,020	1.01
Intuitive Surgical, Inc.	USD	103,934	56,265,191	0.83
Johnson & Johnson	USD	227,502	34,568,929	0.51
KKR & Co., Inc.	USD	155,463	20,843,702	0.31
Lam Research Corp.	USD	231,827	22,496,492	0.33
Mastercard, Inc. 'A'	USD	383,109	212,918,573	3.14
McDonald's Corp.	USD	215,347	63,064,369	0.93
McKesson Corp.	USD	101,287	73,505,495	1.09
MercadoLibre, Inc.	USD	40,430	104,293,026	1.54
Meta Platforms, Inc. 'A'	USD	612,601	455,009,393	6.72
Microsoft Corp.	USD	1,325,756	658,735,012	9.72
Monster Beverage Corp.	USD	147,919	9,134,738	0.14
Natera, Inc.	USD	251,000	42,541,990	0.63
Netflix, Inc.	USD	198,537	264,749,089	3.91
NVIDIA Corp.	USD	4,250,336	665,708,876	9.83
Oracle Corp.	USD	375,120	83,096,582	1.23
Palo Alto Networks, Inc.	USD	187,473	37,968,907	0.56
Quanta Services, Inc.	USD	96,030	36,229,718	0.54
Robinhood Markets, Inc. 'A'	USD	442,911	39,272,918	0.58
ServiceNow, Inc.	USD	102,055	104,606,375	1.54
Snowflake, Inc. 'A'	USD	124,954	28,027,182	0.41
Starbucks Corp.	USD	130,117	12,128,206	0.18
Synopsys, Inc.	USD	35,869	18,311,304	0.27
Tesla, Inc.	USD	666,469	213,876,567	3.16
Twilio, Inc. 'A'	USD	204,140	25,375,623	0.37
Uber Technologies, Inc.	USD	698,684	64,865,823	0.96
Visa, Inc. 'A'	USD	317,014	111,953,494	1.65
Walmart, Inc.	USD	1,377,529	134,143,774	1.98
WW Grainger, Inc.	USD	24,823	25,698,383	0.38
			6,336,293,842	93.54
株式合計			6,664,786,761	98.39
証券取引所に上場を承認されている譲渡性有価証券および短期金融市場商品合計			6,664,786,761	98.39

JPMorgan Funds – US Growth Fund
投資有価証券明細表(続き)
2025年6月30日現在

投資対象	通貨	株数/額面金額	時価(米ドル)	純資産に占める割合(%)
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業				
集団投資スキーム – UCITS				
ルクセンブルク				
JPMorgan USD Liquidity LVNAV Fund - JPM USD Liquidity LVNAV X (dist.)†	USD	86,246,042	86,246,042	1.27
			86,246,042	1.27
集団投資スキーム – UCITS合計			86,246,042	1.27
UCITSと認められたユニットまたは他の集団投資事業合計			86,246,042	1.27
投資有価証券合計			6,751,032,803	99.66
現金			194,407	0.00
その他の資産/(負債)			22,608,867	0.34
純資産合計			6,773,836,077	100.00

† 利害関係人のファンド

2025年6月30日現在の投資有価証券の地域別内訳	純資産に占める割合(%)
アメリカ	93.54
ルクセンブルク	2.45
ケイマン諸島	1.27
アイルランド	0.87
カナダ	0.84
台湾	0.63
オランダ	0.06
投資有価証券合計	99.66
現金およびその他資産/(負債)	0.34
合計	100.00

JPMorgan Funds - US Growth Fund
投資有価証券明細表(続き)
2025年6月30日現在
先渡為替契約明細表

買建通貨	買建額	売建通貨	売建額	満期日	カウンターパーティー	未実現損益(米ドル)	純資産に占める割合(%)
EUR	8,627,335	USD	9,886,405	03/07/2025	Barclays	223,772	0.01
EUR	5,409,767	USD	6,176,760	03/07/2025	BNP Paribas	162,824	-
EUR	62,211	USD	71,258	03/07/2025	Citibank	1,645	-
EUR	525,461,933	USD	596,604,499	03/07/2025	HSBC	19,172,407	0.28
EUR	8,015,227	USD	9,109,005	03/07/2025	Morgan Stanley	283,856	0.01
EUR	2,415	USD	2,767	07/07/2025	Morgan Stanley	64	-
EUR	11,918,895	USD	13,996,963	05/08/2025	Citibank	3,686	-
EUR	2,557	USD	2,944	05/08/2025	HSBC	60	-
EUR	535,293,510	USD	628,628,357	05/08/2025	Morgan Stanley	159,486	-
JPY	72,540,119	USD	500,845	05/08/2025	Morgan Stanley	3,691	-
USD	2,832	EUR	2,415	07/07/2025	HSBC	1	-
USD	3,094	EUR	2,631	05/08/2025	Barclays	3	-
USD	3,661	EUR	3,116	05/08/2025	Morgan Stanley	1	-
USD	102,937	JPY	14,800,000	03/07/2025	Barclays	411	-
USD	135,552	JPY	19,400,000	03/07/2025	Goldman Sachs	1,160	-
USD	652,351	JPY	93,439,749	03/07/2025	Morgan Stanley	5,055	-
先渡為替契約未実現利益合計 - 資産						20,018,122	0.30
EUR	116,368	USD	136,374	02/07/2025	Morgan Stanley	(14)	-
EUR	2,415	USD	2,838	05/08/2025	HSBC	(1)	-
JPY	4,767,945,935	USD	33,259,220	03/07/2025	BNP Paribas	(229,679)	-
JPY	176,885,645	USD	1,235,170	03/07/2025	Morgan Stanley	(9,810)	-
JPY	55,482,685	USD	386,805	05/08/2025	Goldman Sachs	(908)	-
USD	1,351,463	EUR	1,154,642	01/07/2025	Citibank	(1,547)	-
USD	11,614,897	EUR	10,217,703	03/07/2025	BNP Paribas	(358,997)	(0.01)
USD	40,494	EUR	35,547	03/07/2025	Citibank	(1,163)	-
USD	559,879	EUR	488,396	03/07/2025	HSBC	(12,461)	-
USD	629,019,036	EUR	536,834,827	03/07/2025	Morgan Stanley	(85,505)	-
USD	11,997	EUR	10,316	05/08/2025	Barclays	(121)	-
USD	370,827	EUR	318,092	05/08/2025	Citibank	(2,823)	-
USD	183,279	EUR	156,669	05/08/2025	Morgan Stanley	(754)	-
先渡為替契約未実現損失合計 - 負債						(703,783)	(0.01)
先渡為替契約未実現純損失 - 資産						19,314,339	0.29

JPMorgan Funds - US Growth I
直近計算期間におけるTER(総費用率)
2025年6月30日現在
0.74%

(注)TER(総費用率)は、運用にかかる費用の合計をファンドの純資産の日次平均に対する比率で表したものです。
運用にかかる費用の合計には、運用および顧問報酬、保管報酬、税金、その他費用が含まれております。
当座貸越利息と実績報酬は計算対象から除いております。
(注)1万口当たりの費用明細が取得できないため、TER(総費用率)を表示しています。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

（2026年８月３日現在）

種類	金額	単位
Ⅰ　資産総額	63,886,736,407	円
Ⅱ　負債総額	138,087,832	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	63,748,648,575	円
Ⅳ　発行済口数	60,973,974,247	口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0455	円

（参考）ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（2026年８月３日現在）

種類	金額	単位
Ⅰ　資産総額	204,988,484,375	円
Ⅱ　負債総額	690,278,719	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	204,298,205,656	円
Ⅳ　発行済口数	79,439,309,280	口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.5718	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換

当ファンドの受益権は、社振法に定める振替投資信託受益権の形態で発行されますので、名義書換手続はありませんが、その譲渡は以下の手続により行われます。

（１）受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
（２）前記（１）の申請があった場合には、前記（１）の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記（１）の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
（３）前記（１）の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

２　受益者に対する特典

ありません。

３　受益証券の譲渡制限の内容

当ファンドの受益権には、譲渡制限はありません。なお、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

４　その他内国投資信託受益証券事務の概要

（１）受益権の再分割
委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（２）償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。
（３）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

①　資本金の額（2026年８月末現在）

資本金の額	2,218百万円
会社が発行する株式の総数	70,000株
発行済株式総数	56,265株

②　会社の意思決定機構

取締役会は、会社の業務執行上重要な事項を決定し、その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。

取締役は、株主総会において選任され、任期は選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとします。

また、取締役会は以下の事項（法令上取締役会の決議事項とされているものを除きます。）を決議または審議することを以下の機関に委任しています。

（イ）業務執行にかかる重要な事項：経営委員会

（ロ）リスクおよびコントロールにかかる重要な事項：ＡＭＪコントロール・ミーティング

③　投資運用の意思決定機構

（イ）株式運用本部

（ａ）株式運用本部は、株式運用部、投資調査部、株式運用サポート室、インベストメント・スチュワードシップ部および株式インベストメント・スペシャリスト室で構成されます。

（ｂ）株式運用部では、運用業務遂行上必要と認められる諸会議の開催による運用戦略の方向性の決定等により投資判断を行います。なお、投資調査部のアナリストとの議論を通じ投資判断の際の参考とします。また、同部が行う国内外の株式の運用や海外関係会社に運用を委託している株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（ｃ）投資調査部に所属するアナリストは主に国内株式の分析を行い、その結果に基づき各銘柄に評価を付します。

（ｄ）株式運用サポート室は、運用実績の分析を行い、前記（ｂ）の株式運用部にその結果を提供します。

（ｅ）インベストメント・スチュワードシップ部は、以下の業務を行います。

１．スチュワードシップ活動（企業とのエンゲージメント、議決権行使等）を統括します。

２．スチュワードシップ活動に関して、株式運用部、投資調査部への助言、サポートを行います。

３．スチュワードシップ活動に関して、「ＪＰモルガン・アセット・マネジメント」グループの海外拠点との連携を行います。

(f) 株式インベストメント・スペシャリスト室は、委託会社および海外関係会社が運用する株式の運用等について、関係各部署と連携し、顧客、投資家、販売会社およびコンサルタント会社への商品内容説明、販売支援、新商品の企画立案等に関する事項を行います。

（ロ）前記（イ）以外に為替ヘッジを行う場合は、グローバル運用商品部およびグローバル債券商品部が為替ヘッジのための投資判断を行います。

（注）前記（イ）および（ロ）の意思決定機構、組織名称等は、2026年８月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

・投資助言・代理業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
・有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社が設定・運用している投資信託は、2026年８月末現在以下のとおりです（親投資信託は本数のみ。）。

	本数	純資産額（百万円）
公募追加型株式投資信託	62	981,177
公募単位型株式投資信託	―	―
公募追加型債券投資信託	―	―
公募単位型債券投資信託	―	―
私募投資信託	72	4,429,807
総合計	134	5,410,984
親投資信託	44	

（注）百万円未満は四捨五入

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社であるJPモルガン・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第２条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号。以下「金融商品取引業等に関する内閣府令」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

２．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第36期事業年度（2025年４月１日から2026年３月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2026年６月５日

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴 田 光 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙 見 昂 平

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の2026年３月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	第35期 （2025年３月31日）	第36期 （2026年３月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,458,418	14,412,748
前払費用	10,644	22,692
未収入金	2,574	450,333
未収委託者報酬	2,336,203	2,737,068
未収収益	2,760,032	3,575,128
その他	121	130
流動資産合計	22,567,995	21,198,102
固定資産		
投資その他の資産		
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券	564,022	8,146,829
敷金保証金	33,029	36,311
前払年金費用	271,593	323,529
繰延税金資産	1,027,949	776,758
その他	5,500	5,500
投資その他の資産合計	1,962,094	9,348,928
固定資産合計	1,962,094	9,348,928
資産合計	24,530,090	30,547,031
負債の部		
流動負債		
預り金	318,901	319,566
未払金	1,767,556	2,080,009
未払手数料	1,023,384	1,141,210
その他未払金	744,172	938,798
未払費用	337,070	427,358
未払法人税等	1,326,824	1,323,191
賞与引当金	1,227,784	1,439,341
役員賞与引当金	93,007	87,488
流動負債合計	5,071,146	5,676,954
固定負債		
長期未払金	271,705	304,801
賞与引当金	781,573	947,765
役員賞与引当金	127,648	174,973
固定負債合計	1,180,926	1,427,540
負債合計	6,252,073	7,104,495

（単位：千円）

	第35期 （2025年３月31日）	第36期 （2026年３月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,218,000	2,218,000
資本剰余金		
資本準備金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金合計	1,000,000	1,000,000
利益剰余金		
利益準備金	33,676	33,676
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	15,026,340	19,312,331
利益剰余金合計	15,060,016	19,346,007
株主資本合計	18,278,016	22,564,007
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	878,527
評価・換算差額等合計	0	878,527
純資産合計	18,278,017	23,442,535
負債・純資産合計	24,530,090	30,547,031

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第35期 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第36期 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）
営業収益		
委託者報酬	11,322,859	12,495,436
運用受託報酬	10,527,583	12,493,287
投資助言報酬	2,431,087	1,311,551
業務受託報酬	3,080,877	3,789,625
その他営業収益	322,864	358,488
営業収益合計	27,685,272	30,448,390
営業費用		
支払手数料	5,572,838	6,250,821
広告宣伝費	143,966	274,466
調査費	3,411,811	3,699,195
委託調査費	2,892,042	3,222,148
調査費	516,298	473,270
図書費	3,470	3,775
委託計算費	289,112	304,516
営業雑経費	131,943	126,459
通信費	7,350	6,919
印刷費	93,620	88,573
協会費	30,972	30,966
営業費用合計	9,549,672	10,655,460
一般管理費		
給料	6,706,266	7,334,060
役員報酬及び賞与	321,547	510,918
給料・手当	3,239,271	3,542,411
賞与	1,899,386	1,645,484
賞与引当金繰入額	1,169,682	1,531,679
役員賞与引当金繰入額	76,377	103,565
福利厚生費	430,971	494,572
交際費	12,728	23,471
寄付金	670	869
旅費交通費	198,018	280,658
租税公課	220,229	246,975
不動産関連費用	921,620	895,414
退職給付費用	210,077	229,579
退職金	131,143	160,833
消耗器具備品費	11,337	11,585
事務委託費	199,208	229,033
関係会社等配賦経費	2,979,703	2,640,024
諸経費	94,517	86,789
一般管理費合計	12,116,492	12,633,869
営業利益	6,019,106	7,159,060

（単位：千円）

		第35期 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第36期 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）
営業外収益			
受取配当金	※１	310,792	32,274
投資有価証券売却益		43	2
その他営業外収益		49,578	27,093
営業外収益合計		360,414	59,370
営業外費用			
投資有価証券売却損		5	－
為替差損		33,267	43,174
関係会社等配賦経費		－	666,741
その他営業外費用		11,658	2
営業外費用合計		44,931	709,918
経常利益		6,334,590	6,508,512
税引前当期純利益		6,334,590	6,508,512
法人税、住民税及び事業税		2,087,423	2,270,493
過年度法人税等		－	105,205
法人税等調整額		11,251	△153,178
法人税等合計		2,098,675	2,222,521
当期純利益		4,235,915	4,285,991

（３）【株主資本等変動計算書】

第35期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	13,490,425	13,524,101	16,742,101
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	△2,700,000	△2,700,000	△2,700,000
当期純利益	－	－	－	－	4,235,915	4,235,915	4,235,915
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	1,535,915	1,535,915	1,535,915
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,026,340	15,060,016	18,278,016

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	－	－	16,742,101
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	△2,700,000
当期純利益	－	－	4,235,915
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	0	0	0
当期変動額合計	0	0	1,535,915
当期末残高	0	0	18,278,017

第36期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
					繰越利益剰余金		
当期首残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	15,026,340	15,060,016	18,278,016
当期変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	－
当期純利益	－	－	－	－	4,285,991	4,285,991	4,285,991
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	－	－	－	4,285,991	4,285,991	4,285,991
当期末残高	2,218,000	1,000,000	1,000,000	33,676	19,312,331	19,346,007	22,564,007

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	0	0	18,278,017
当期変動額			
剰余金の配当	－	－	－
当期純利益	－	－	4,285,991
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	878,527	878,527	878,527
当期変動額合計	878,527	878,527	5,164,518
当期末残高	878,527	878,527	23,442,535

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

２．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務と年金資産の見込額に基づき退職給付引当金を計上しております。ただし、当事業年度末においては、年金資産の額が、退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した額を超過するため、資産の部に前払年金費用を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により、発生した事業年度から費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分額を、それぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしております。

３．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、業務受託報酬およびその他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

委託者報酬：当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

運用受託報酬：当該報酬は対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

投資助言報酬：当該報酬は、対象顧客との契約に基づき、提供する投資アドバイスに対する固定報酬または運用資産に対する一定割合として算定し、契約期間にわたり収益として認識しております。

業務受託報酬およびその他営業収益：グループ会社から受領する収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき月次で算定し、当該報酬は当社がグループ会社にオフショアファンド関連のサービス等を提供する期間にわたり収益として認識しております。

成功報酬：投資一任および投資助言に関する成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークやその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。いずれの報酬も、契約に基づき支払われることが確定した時点で収益として認識しております。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当事業年度の財務諸表等の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表等に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。

（未適用の会計基準等）

「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）

「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号　2024年９月13日　企業会計基準委員会）等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年３月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

関係会社に対する資産及び負債

第35期 （2025年３月31日）	第36期 （2026年３月31日）
関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。	関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもの以外に注記すべき事項はありません。

（損益計算書関係）

※１　関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第35期 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第36期 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）
関係会社からの受取配当金	260,000千円	－千円

（株主資本等変動計算書関係）

第35期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	－	－	56,265
合計	56,265	－	－	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年６月24日 定時株主総会	普通株式	2,700,000	47,987	2024年３月31日	2024年６月25日

第36期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	56,265	－	－	56,265
合計	56,265	－	－	56,265

２．配当に関する事項

配当金支払額

該当ありません。

（リース取引関係）

第35期 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第36期 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 １年以内　1,646千円 １年超　685千円 合計　2,332千円	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。 １年以内　685千円 １年超　－千円 合計　685千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

自社が設定する投資信託やグループ会社が運用する投資信託について、その設定時に運用上十分な信託財産があることが見込めない場合に、「シードキャピタル」として当該投資信託を自己資金により取得することがあります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権のうち、自社が設定・運用する投資信託から受領する未収委託者報酬、及び未収収益のうち国内年金基金等から受領する債権については信託銀行により分別管理されている信託財産から回収され、一般債権とは異なり、信用リスクは極めて低いと認識しております。海外グループ会社に対する未収収益は未払費用と部分的に相殺され、信用リスクが軽減されております。また、外貨建て債権の未収収益については為替の変動リスクに晒されておりますが、外貨建て債務と部分的に相殺され、為替変動リスクが軽減されております。

営業債務である未払金は基本的に３ヶ月以内の支払い期日であり、未払手数料、及び未払費用についてはそのほとんどが６ヶ月以内の支払い期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、上述の通り外貨建て債権と部分的に相殺され、リスクが軽減されております。

投資有価証券のうち、上述のシードキャピタルは、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金保証金は建物等の賃貸契約に関連する保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権のうち、海外グループ会社に対する未収収益は担当部署が各関係会社ごとに期日及び残高を定期的に管理し、回収懸念の早期把握を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての営業債権債務のうち、大半を占める米国ドル建ての債権債務に対しての為替変動リスクについては担当部署が月次でモニタリングしており、債権もしくは債務の超過に対して米国ドル建て預金と円建て預金との間で資金移動をして為替変動リスクの軽減に努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適宜資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、金額的重要性が低いと判断するものは次表には含めておりません。また、「市場価格のない株式等」は次表には含めておりません（（注２）参照）。

第35期（2025年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期未払金	271,705	271,705	－
負債計	271,705	271,705	－

第36期（2026年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	7,623,907	7,623,907	－
資産計	7,623,907	7,623,907	－
長期未払金	304,801	304,801	－
負債計	304,801	304,801	－

（注１）時価と貸借対照表計上額との差額の表への記載を省略しているものとその理由

資産

「現金及び預金」「未収委託者報酬」「未収収益」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

負債

「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」

これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しています。

（注２）市場価格のない株式等

下記の関係会社株式及び投資有価証券（合同会社出資金）については、市場価格のない株式等と認められるため、上表に含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 第35期（2025年３月31日）	貸借対照表計上額 第36期（2026年３月31日）
関係会社株式	60,000	60,000
投資有価証券（合同会社出資金）	564,012	522,921

(2) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第35期（2025年３月31日）

金額的重要性が低いため注記を省略しております。

第36期（2026年３月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券	－	7,623,907	－	7,623,907
資産計	－	7,623,907	－	7,623,907

時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

第35期（2025年３月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	－	271,705	－	271,705
負債計	－	271,705	－	271,705

第36期（2026年３月31日）

（単位：千円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
長期未払金	－	304,801	－	304,801
負債計	－	304,801	－	304,801

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル２の時価に分類しております。

「長期未払金」

長期未払金の時価については、当該未払金の支払までの期間を基に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。これに伴い、レベル２の時価に分類しております。

３．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第35期（2025年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	17,458,418	－	－	－
未収委託者報酬	2,336,203	－	－	－
未収収益	2,760,032	－	－	－
合計	22,554,655	－	－	－

第36期（2026年３月31日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	14,412,748	－	－	－
未収委託者報酬	2,737,068	－	－	－
未収収益	3,575,128	－	－	－
合計	20,724,946	－	－	－

（有価証券関係）

１．関係会社株式

関係会社株式　（第35期および第36期の貸借対照表計上額は60,000千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

２．その他有価証券

第35期（2025年３月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）　（貸借対照表計上額　564,012千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	10	10	0
合計		10	10	0

第36期（2026年３月31日）

投資有価証券（合同会社出資金）　（貸借対照表計上額　522,921千円）については市場価格のない株式等と認められるため、記載しておりません。

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他 投資信託	7,181,502	5,891,000	1,290,502
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他 投資信託	442,404	450,010	△7,605
合計		7,623,907	6,341,010	1,282,897

３．当事業年度中に売却したその他有価証券

第35期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	2,100	43	△5

第36期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他 投資信託	10	2	－

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出型年金制度、及びキャッシュバランス型年金制度を採用しております。

２．キャッシュバランス型年金制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (2025年３月31日)	第36期 (2026年３月31日)
	(千円)	(千円)
退職給付債務の期首残高	1,729,556	1,704,161
勤務費用	168,347	168,588
利息費用	25,078	39,195
数理計算上の差異の発生額	△114,945	△148,271
退職給付の支払額	△124,168	△73,508
過去勤務費用の当期発生額	20,293	－
退職給付債務の期末残高	1,704,161	1,690,166

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第35期 (2025年３月31日)	第36期 (2026年３月31日)
	(千円)	(千円)
年金資産の期首残高	2,046,891	2,111,592
期待運用収益	14,328	16,892
数理計算上の差異の発生額	△22,434	3,419
事業主からの拠出額	196,976	215,250
退職給付の支払額	△124,168	△73,508
年金資産の期末残高	2,111,592	2,273,647

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第35期 (2025年３月31日)	第36期 (2026年３月31日)
	(千円)	(千円)
積立型制度の退職給付債務	1,704,161	1,690,166
年金資産	△2,111,592	△2,273,647
	△407,430	△583,480
未認識数理計算上の差異	135,837	277,708
未認識過去勤務費用	－	△17,757
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△271,593	△323,529
前払年金費用	△271,593	△323,529
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△271,593	△323,529

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第35期 (自2024年４月１日 至2025年３月31日)	第36期 (自2025年４月１日 至2026年３月31日)
	(千円)	(千円)
勤務費用	168,347	168,588
利息費用	25,078	39,195
期待運用収益	△14,328	△16,892
数理計算上の差異の費用処理額	△25,676	△30,113
過去勤務債務の費用処理額	－	2,536
その他（注１）	△187	△1,303
キャッシュバランス型年金制度に係る退職給付費用（注２）	153,234	162,011

（注１）その他の金額は、主に当社への出向者分の退職給付費用であります。

（注２）当社からの出向者分の退職給付費用は、上記金額に含まれておりません。

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第35期 (2025年３月31日)	第36期 (2026年３月31日)
債券	25%	19%
現金及び預金等	75%	81%
合計	100%	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	第35期 (2025年３月31日)	第36期 (2026年３月31日)
主要な数理計算上の計算基礎		
割引率	1.45%	2.30%
長期期待運用収益率	0.70%	0.80%

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第35期事業年度56,842千円、第36期事業年度67,567千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第35期 （2025年３月31日）	第36期 （2026年３月31日）
繰延税金資産	（千円）	（千円）
賞与引当金	576,669	744,000
未払費用	121,567	129,061
未払事業税	74,447	77,111
長期前払費用	122,709	122,832
減価償却超過額	215,581	207,807
その他	5,692	8,009
繰延税金資産小計	1,116,667	1,288,823
評価性引当額	△5,556	△5,719
繰延税金資産合計	1,111,111	1,283,104
繰延税金負債		
前払年金費用	△83,161	△101,976
その他有価証券評価差額金	－	△404,369
繰延税金負債合計	△83,161	△506,345
繰延税金資産又は繰延税金負債（△）の純額	1,027,949	776,758

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第35期 （2025年３月31日）	第36期 （2026年３月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.17%	3.69%
外国子会社配当等永久に益金に算入されない項目	△1.50%	△0.15%
評価性引当額	－	△1.42%
住民税等均等割	0.03%	0.04%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.24%	－
過年度法人税等	0.06%	1.75%
その他	△0.02%	△0.39%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.12%	34.15%

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

第35期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	11,322,859	10,162,792	1,045,379	3,080,877	322,864	25,934,773
成功報酬	－	364,790	1,385,708	－	－	1,750,499
合計	11,322,859	10,527,583	2,431,087	3,080,877	322,864	27,685,272

第36期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
残高報酬	12,495,436	12,422,539	1,201,309	3,789,625	358,488	30,267,400
成功報酬	－	70,748	110,241	－	－	180,989
合計	12,495,436	12,493,287	1,311,551	3,789,625	358,488	30,448,390

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第35期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	11,322,859	10,527,583	2,431,087	3,080,877	322,864	27,685,272

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	香港	その他	合計
16,011,271	3,228,011	2,862,604	5,583,384	27,685,272

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,206,630	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	2,774,619	資産運用業

第36期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	業務受託報酬	その他	合計
外部顧客への売上高	12,495,436	12,493,287	1,311,551	3,789,625	358,488	30,448,390

２．地域ごとの情報

営業収益

（単位：千円）

日本	英国	香港	ルクセンブルク	その他	合計
16,210,491	3,918,791	3,780,586	3,185,174	3,353,346	30,448,390

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント
JPMorgan Asset Management (UK) Limited	3,899,277	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	3,678,582	資産運用業
JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l.	3,185,174	資産運用業

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

第35期（自2024年４月１日　至2025年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国ニューヨーク	240,964百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	人件費の立替	－	－	未払金	485,685

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国ロンドン	24百万ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,638,154	未収収益	288,008
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港セントラル	2,790百万香港ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	2,468,598	未収収益	215,435

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬に関しては、運用の再委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約を結んで行っております。

第36期（自2025年４月１日　至2026年３月31日）

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー	米国ニューヨーク	277,794百万米ドル	持株会社	被所有間接100%	人件費の立替	－	－	未払金	511,456

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の役職員への賞与の支払いの一部はＪＰモルガン・チェース・ホールディングス・エルエルシー（以下、「親会社」という。）により行われております。これらの費用は親会社より当社に請求されるものであり、未払いの金額については親会社に対する債務として処理しております。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (UK) Limited	英国ロンドン	24百万ポンド	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	3,032,003	未収収益	356,168
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Asia Pacific) Limited	香港セントラル	2,790百万香港ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	3,230,034	未収収益	310,000
最終的な親会社が同一である会社	JPMorgan Asset Management (Europe) S.a r.l.	ルクセンブルク大公国センニングゲルベルク	10百万ユーロ	投資運用業	なし	投資運用再委託等	運用受託報酬	1,932,243	未収収益	304,448
最終的な親会社が同一である会社	J.P. Morgan Investment Management Inc.	米国ニューヨーク	４百万米ドル	投資運用業	なし	投資運用再委託等	関係会社等配賦経費	666,741	未収入金	442,712

（注１）取引金額および期末残高には、消費税等は含まれておりません。

（注２）取引条件及び取引条件の決定方針等

運用受託報酬及び関係会社等配賦経費に関しては、運用の再委託や業務委託の一般的な手数料率を勘案し、協議の上、再委託契約や業務委託契約を結んで行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

直接親会社　　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント（アジア）インク（非上場）

最終的な親会社　ＪＰモルガン・チェース・アンド・カンパニー（ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	第35期 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第36期 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）
１株当たり純資産額	324,855.90円	416,645.08円
１株当たり当期純利益	75,285.08円	76,175.08円

なお、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たりの当期純利益の算定上の基礎

	第35期 （自2024年４月１日 至2025年３月31日）	第36期 （自2025年４月１日 至2026年３月31日）
損益計算書上の当期純利益	4,235,915千円	4,285,991千円
普通株主に帰属しない金額	－	－
普通株式に係る当期純利益	4,235,915千円	4,285,991千円
普通株式の期中平均株式数	56,265株	56,265株

（重要な後発事象に関する注記）

該当ありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為を行うことが禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（２）運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）（５）において同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
（５）前記（３）（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

（１）定款の変更
定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

基本用語の解説

交付目論見書	当ファンドの内容のうち投資者の投資判断に極めて重要な影響を及ぼすものを説明している法定文書で、投資者にあらかじめまたは取得申込みと同時に交付または送付されます。 ※当ファンドを購入する前に必ずお読みください。
請求目論見書	交付目論見書の内容を補足している法定文書で、投資者から請求があった場合に交付または送付されます。
純資産総額	当ファンドに組入れている株式等の資産を時価評価し、合計した金額から未払金等の負債を差し引いた金額をいいます。
自動けいぞく投資	当ファンドから生じる収益分配金を受益者に払い出しせずに、税金を差し引いた後、当ファンドの元本に組入れて再投資することをいいます。
基準価額	純資産総額を当ファンドの受益権総口数で割った１口当たりの時価のことをいいます。なお、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。
収益分配	当ファンドが得た収益の中から受益者へ還元する部分を収益分配といいます。分配の支払額は基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
個別元本	当ファンドの収益分配時、換金時等に課税上の基準となる受益者ごとの元本のことです。原則として個別元本は受益者が当ファンドを取得した時の価格となります。
信託報酬	当ファンドの運用、管理等にかかる費用で信託財産の中から委託会社、受託会社および販売会社に支払われます。
解約請求	当ファンドの資産を直接取り崩して受益者に返金することを請求することをいいます。
為替ヘッジ	外貨建の有価証券に投資する際、為替の変動による投資資産の価値変動リスクを軽減する取引のことをいいます。
ポートフォリオ	資産運用において、運用対象商品（株式等）の組入れ銘柄の組み合わせによって構成されている資産内容のことをいいます。
ポートフォリオ・マネジャー	資産の運用を行う運用担当者をいいます。
アナリスト	企業の財務分析、業界分析等により、株式等の投資価値の分析・評価を行う者をいいます。
流動性	株式等の組入有価証券の売買が、迅速かつ適正な価格で行えるかどうかを計る尺度です。

追加型証券投資信託

ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド
（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型

信　託　約　款

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針等

信託約款第18条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針、および信託約款第34条第３項に基づき委託者が別に定める収益分配方針は、次のとおりとします。

１．基本方針

この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に定めるものをいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。

② 外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）およびみなし保有外貨建資産（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）については、為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①および②にしたがった運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）への投資割合には、制限を設けません。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

３．収益分配方針

信託約款第30条に定める計算期間（以下「計算期間」といいます。）終了後に、以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲

計算期間終了日における、信託約款第34条第１項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金等の合計額とします。

② 収益分配金の分配方針

委託者は、上記①の分配対象額の範囲内で、計算期間終了日の５営業日前の基準価額(受益権1万口当たり)に応じて、原則として以下の金額の分配を行います。ただし、市況動向、残存信託期間等により、以下と異なる金額となる場合があります。また、必ず分配を行うものではありません。

計算期間終了日の５営業日前の基準価額 （受益権１万口当たり）	分配金額 （受益権１万口当たり、税引前）
10,500円未満	0円
10,500円以上11,000円未満	100円
11,000円以上12,000円未満	200円
12,000円以上13,000円未満	300円
13,000円以上14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

③ 収益を留保した場合の留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

以上

追加型証券投資信託
ＪＰモルガン・アメリカ成長株ファンド（為替ヘッジなし、毎月決算型）予想分配金提示型
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、証券投資信託であり、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）
第３条　委託者は、金3,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができるものとします。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から2031年１月25日（休業日の場合は翌営業日）までとします。ただし、第40条第１項、第41条第１項、第42条第１項または第44条第２項に該当する場合は、信託契約解約の日までとします。
（受益権の取得申込みの勧誘の種類）
第５条　この信託にかかる受益権（以下単に「受益権」といいます。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第８項で定める公募に該当し、金融商品取引法第２条第３項第１号に掲げる募集の方法により行われます。
（当初の受益者）
第６条　この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、次条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
（受益権の分割および再分割）
第７条　委託者は、第３条第１項に定める信託金にかかる受益権については、信託金１円を１口とし3,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条第１項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
②　この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益権の帰属と受益証券の不発行）
第10条　この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第２条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に

記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求および受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第７条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定にかかる受託者の通知）

第11条 受託者は、第３条第１項に定める信託金にかかる受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の取得申込単位および価額）

第12条 委託者の指定する金融商品取引業者（金融商品取引法第２条第９項に規定する金融商品取引業者をいいます。以下同じ。）または登録金融機関（金融商品取引法第２条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第７条第１項の規定により分割される受益権について、その取得申込者に対し、当該金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者が別途指定する日には、受益権の取得申込の受付は行いません。

② 前項の取得申込者は委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する金融商品取引業者および登録金融機関は、当該取得申込の代金（第４項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第１項における申込は、第７項に規定する場合を除き撤回できないものとします。

④ 第１項の申込における受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、次項に規定する手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日より前の取得申込にかかる受益権の価額は、１口につき１円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関がそれぞれ独自に定めます。

⑥ 第４項の規定にかかわらず、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が別に定める自動けいぞく投資約款（またはそれに相当するもの）にしたがって受益者が結んだ契約（以下「別に定める契約」といいます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の取得の申込における受益権の価額は、当該分配金にかかる第30条に規定する計算期間終了日の基準価額とします。

⑦ 委託者は、有価証券が取引される市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（予測不可能な事態等が起きた場合を含みます。）により、取得申込日における基準価額の計算が不能となった場合、計算された取得申込日における基準価額の正確性に合理的な疑いがあると委託者が判断した場合など、基準価額が確定できない事情（以下「基準価額未定の事情」といいます。）があるときには、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に、第１項による受益権の取得の申込を中止させることができます。受益権の取得の申込が中止された場合には、第３項にかかわらず、受益者は当該中止以前に行った当日の受益権の取得の申込を撤回できます。ただし、受益者がその受益権の取得の申込を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を取得申込日とみなして、第１項にしたがいます。

（受益権の譲渡にかかる記載または記録）

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載また

は記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③　委託者は、第１項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第14条　受益権の譲渡は、前条第２項の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第15条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）

イ．有価証券（金融商品取引法第２条第１項に定めるものをいいます。以下同じ。）

ロ．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）

ハ．金銭債権（上記イまたはロに該当するものを除きます。）

２．為替手形

（運用の指図範囲等）

第16条　委託者は、信託金を、前条の資産のうち、主としてＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約に基づき設定された親投資信託である、ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号に定めるものをいいます。以下同じ。）および次の有価証券に投資することを指図します。

１．国債証券

２．地方債証券

３．特別の法律により法人の発行する債券

４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

５．コマーシャル・ペーパー

６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第４号までの証券および第６号の証券または証書のうち第１号から第４号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。また、債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）を行う場合は、第19条にしたがいます。

②　委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。

１．預金

２．コール・ローン

３．手形割引市場において売買される手形

４．金銭債権（前項に掲げる有価証券または前各号に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）

③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第17条　受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法第２条第１項にて準用する場合を含みます。以下本条および第22条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の

代理人となって行うものを含みます。）、受託者の利害関係人、第22条第１項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第15条ならびに前条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の４第３項もしくは第４項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。

④ 第１項および前項の取扱いは、第19条および第25条から第27条までにおける委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。

⑤ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）にかかるものに限ります。以下本条において同じ。）の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたっては、現金により担保を提供する指図を行うものとします。

② 前項の公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内となるように行います。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、第１項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第20条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外貨建資産の円換算の評価）

第21条 信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第23条　受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から取得した、外国において発行されたコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第25条　委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第26条　委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金、有価証券にかかる利金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第27条　委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

②　一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する第16条第２項各号に掲げる投資対象の解約代金入金日までの間、または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、当該投資対象の解約代金および当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内とします。

③　再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とする借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④　借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第29条　信託財産に属する有価証券について、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

②　信託財産に属する有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券にかかる利金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

③　前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第30条　この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎月26日から翌月25日までとします。

ただし、最初の計算期間は、2021年１月25日から2021年２月25日までとします。

② 前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第31条 受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（これにかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② この信託に関し委託者が行う事務にかかる諸費用（信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用および委託者が第三者に当該事務を委託する場合の委託費用を含みます。）ならびにこれにかかる消費税等に相当する金額（以下「委託者事務費用」といいます。）については、受益者の負担とすることができ、負担とする場合には信託財産中から支弁します。なお、委託者事務費用には、マザーファンドに関し委託者が行う事務にかかる諸費用のうちマザーファンドの信託財産中から支弁されていないものであって、委託者がこの信託に関連して生じたと合理的な根拠をもって認めるものを含みます。

③ 委託者は、委託者事務費用のうち信託財産の財務諸表の監査に要する諸費用については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.02％(上限)を乗じて得た額、または年間300万円のうちいずれか少ない額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額（以下「みなし監査費用額」といいます。）を当該監査に要する諸費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

④ 委託者は、以下の各号に掲げる委託者事務費用については、その支払いを信託財産のために行い、当該支払いに対し実費相当額の支弁を信託財産から受ける方法に代えて、信託財産の純資産総額に一定の率（以下「みなし事務費用率」といいます。）を乗じて得た額およびこれにかかる消費税等に相当する金額の合計額（以下「みなし事務費用額」といいます。）を当該委託者事務費用とみなし、その支弁を信託財産中から受けるものとします。

１．目論見書の作成・印刷・交付にかかる費用

２．有価証券届出書、有価証券報告書その他の金融商品取引法に基づく開示書類（前号に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・提出にかかる費用

３．運用報告書その他のこの信託の内容にかかる開示または報告を行う資料（前２号に掲げるものを除きます。）の作成・印刷・交付にかかる費用

４．振替受益権の管理および振替機関等の利用に伴い生じる手数料その他の費用

５．この信託にかかる計理事務（追加信託および一部解約の処理、運用の指図に伴う取引約定の処理、基準価額の算出、計算期間終了時における決算処理等）ならびにこれに付随する事務（法定帳簿の管理等）にかかる費用

⑤ 前項におけるみなし事務費用率は、前項各号に掲げる費用を合理的に見積もったうえで、委託者があらかじめ定めた合理的な基準により決定するものとします。ただし、年率0.08％を上限とします。

⑥ 委託者は、みなし監査費用額およびみなし事務費用額の支弁を、計算期間終了日および信託終了の日の翌営業日以降、信託財産中から受けるものとします。本項に基づいて委託者が信託財産から支弁を受ける金額については、計算期間を通じて毎日費用計上するものとします。

（信託報酬の総額）

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、前日終了時点の信託財産の純資産総額に年率0.93％を乗じて得た金額とします。

② 前項の信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上し、計算期間終了日および信託終了の日の翌営業

日にその日までの計上額のうち支弁されていない額を信託財産中から支弁するものとし、委託者および受託者間の配分方法は別に定めるものとします。

③　第１項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、計算期間を通じて毎日計上し、前項の信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（利益の処理方法）

第34条　信託財産から生ずる計算期間終了日における利益は、次の方法により処理します。

１．信託財産に属する配当等収益（分配金、利金およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）と、マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費（第32条第２項、第３項または第４項に基づき信託財産の負担とする委託者事務費用を含みます。次号において同じ。）、前条第１項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。

２．売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、前条第１項に規定する信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

②　前項第１号における「みなし配当等収益」とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に対する信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

③　委託者は、計算期間終了日において、別に定める収益分配方針にしたがって、第１項各号に定める受益者に分配することができる額と、分配準備積立金の合計額から収益の分配を行うことができます。分配を行わない額については、次計算期間以降の分配にあてるため分配準備積立金として積み立てます。

④　計算期間終了日において、信託財産につき生じた損失は、次計算期間に繰り越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第35条　受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額をその時点における受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については次条第１項および第３項にそれぞれ規定する支払開始日までに、一部解約金については次条第４項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②　前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）

第36条　収益分配金は、計算期間終了後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、計算期間終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

②　前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第３項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③　償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④　一部解約金は、第38条第１項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、７営業日目から当該受益者に支払います。

⑤　前各項（第２項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
⑥　収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
⑦　前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど追加信託にかかる受益権の口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第37条　受益者が、収益分配金について前条第１項に規定する支払開始日から５年間その支払いを請求しないとき、または償還金について前条第３項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第38条　受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、委託者が別途指定する日には、一部解約の実行請求の受付は行いません。
②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
③　前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。
④　信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する金融商品取引業者または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
⑤　委託者は、基準価額未定の事情が生じたときには、第１項による一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、基準価額未定の事情が解消した後に最初に基準価額が計算された日を一部解約の実行請求日とみなして、第３項に準じて一部解約の価額を計算します。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第39条　振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（信託契約の解約）

第40条　委託者は、信託契約締結日から１年経過以降、この信託の純資産総額が20億円を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
②　委託者は、前項の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
⑤　第２項から前項までの規定は、第１項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第２項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用

しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第41条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第42条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第43条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第44条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第45条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、この信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます。（以下同じ。）この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、第１項において委託者が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この信託において併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下本項において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益権買取請求の不適用）

第46条　第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己に帰属する受益権

を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（信託期間の延長）

第47条　委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（他の受益者の氏名等の開示の請求の制限）

第48条　この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

（運用状況にかかる情報の提供）

第49条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項にかかる情報を電磁的方法により提供します。

②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

（公告）

第50条　委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第51条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2021年１月25日

委託者　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

受託者　株式会社りそな銀行

親投資信託

ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

信　託　約　款

ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

信託約款第19条に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

１．基本方針

この投資信託は、この投資信託にかかる信託財産（以下「信託財産」といいます。）の中長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

２．運用方法

（１）投資対象

下記①の外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第25項で定めるものをいいます。以下同じ。）が発行する外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。以下同じ。）、および下記②の投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第３項で定めるものをいいます。以下同じ。）の受益権（法令により金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託の受益証券とみなされるものをいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

① ＪＰモルガン・ファンズーＵＳグロース・ファンド

② ＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）

（２）投資態度

① 上記（１）①の外国投資法人が発行する外国投資証券の組入比率を高位に保ちます。また、上記（１）②の投資信託の受益権にも、必ず投資します。

② 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）については、為替ヘッジを行いません。

③ 上記（１）①の外国投資法人は、安定した収益の確保および効率的な運用を行うためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の５第１項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。

イ．投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的

ロ．信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的

ハ．法人税法施行規則第27条の７第１項第６号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

④ 資金動向、市況動向、経済情勢、投資環境等の変化に対応するために、やむを得ない事情がある場合には、上記①～③にしたがった運用が行えない場合があります。

（３）投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

③ 投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいい、法令により当該受益証券とみなされる受益権を含みます。）ならびに投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）および外国投資証券への投資割合には、制限を設けません。

④ 一般社団法人資産運用業協会規則に定める、一の者に対する「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」それぞれの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれで10％、合計で20％を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整するものとします。

以上

親投資信託
ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）
信託約款

（信託の種類、委託者および受託者）
第１条　この信託は、その受益権を他の投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第３項で定めるものをいいます。以下同じ。）の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
②　この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
（信託事務の委託）
第２条　受託者は、信託法第28条第１号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第29条第２項第１号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
②　前項における受託者の利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。
（信託の目的、金額および追加信託金の限度額）
第３条　委託者は、金6,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、金１兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
③　委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。
（信託期間）
第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第39条第１項もしくは第２項、第40条第１項、第41条第１項または第43条第２項の規定による信託契約解約の日までとします。
（受益証券の取得申込みの勧誘の種類）
第５条　この信託にかかる受益証券（以下単に「受益証券」といいます。また、第10条第４項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第６条、第10条第３項、第39条第２項および第45条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第４条第２項第12号で定める適格機関投資家私募に該当し、金融商品取引法第２条第３項第２号イに掲げる私募の方法により行われます。
（受益者）
第６条　この信託の元本および収益の受益者は、受益証券を投資対象とするＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である株式会社りそな銀行とします。
（受益権の分割および再分割）
第７条　委託者は、第３条第１項に定める信託金にかかる受益権については、信託金１円を１口とし6,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど次条の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
②　委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
（追加信託金の計算方法）
第８条　追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の信託財産の資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価評価したものをいいます。）から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）をその時点の受益権総口数で除した金額（以下「１口当たり純資産」といいます。）に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
（信託日時の異なる受益権の内容）
第９条　この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。
（受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出）
第10条　委託者は、第12条に基づく受益証券取得申込者からの受益証券を記名式とする請求を受け、第７条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。
②　受益証券は、１口の整数倍の口数を表示するものとします。
③　受益者は受益証券を他に譲渡することはできません。

④　第１項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権にかかる受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。
⑤　前項の規定による申出は、その申出にかかる受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。
⑥　前項の場合において、当該受益権にかかる受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。
⑦　第４項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、第５項の受益権にかかる受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。
⑧　委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第５項の受益権にかかる受益証券を発行しません。
⑨　第６項の規定により提出された受益証券は、第７項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。
⑩　第４項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第５項の受益権にかかる受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、第６項の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。
⑪　受益証券には、「ＧＩＭアメリカ成長株マザーファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）」という名称を付します。

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第11条　委託者は、前条第１項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
②　前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

（受益証券の無記名式への変更）

第12条　受益証券の取得申込者は、取得申込時において、委託者に受益証券を記名式とするよう請求するものとします。また、当該請求により記名式となった受益証券を、無記名式とする請求をすることはできません。

（記名式の受益証券の再交付）

第13条　委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

（受益証券を毀損した場合などの再交付）

第14条　受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前条の規定を準用します。

（受益証券の再交付の費用）

第15条　委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条　この信託において投資の対象とする資産の種類は、次の各号に掲げるものとします。
１．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。）
イ．有価証券（金融商品取引法第２条第１項に定めるものをいいます。以下同じ。）
ロ．約束手形（上記イに該当するものを除きます。）
ハ．金銭債権（上記イまたはロに該当するものを除きます。）
２．為替手形

（運用の指図範囲等）

第17条　委託者は、信託金を、前条の資産のうち、外国投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第25項で定めるものをいいます。）であるＪＰモルガン・ファンズ－ＵＳグロース・ファンドが発行する外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）、および投資信託であるＧＩＭジャパン・マネープール・ファンドＦ（適格機関投資家専用）の受益権（法令により金融商品取引法第２条第１項第10号で定める投資信託の受益証券とみなされるものをいいます。以下第26条において同じ。）、ならびに次の有価証券に主として投資することを指図します。
１．国債証券
２．地方債証券
３．特別の法律により法人の発行する債券
４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除

きます。）
５．コマーシャル・ペーパー
６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第１号から第４号までの証券および第６号の証券または証書のうち第１号から第４号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）に限り行うことができるものとします。また、債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）を行う場合は、第20条にしたがいます。
② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる投資対象により運用することを指図することができます。
１．預金
２．コール・ローン
３．手形割引市場において売買される手形
４．金銭債権（前項に掲げる有価証券または前各号に掲げるもののいずれかに該当するものを除きます。）
③ 第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を主として前項各号に掲げる投資対象により運用することの指図ができます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法（兼営法第２条第１項にて準用する場合を含みます。以下本条および第23条において同じ。）、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）、受託者の利害関係人、第23条第１項に定める信託業務の委託先もしくはその利害関係人、または受託者における他の信託財産との間で、第16条ならびに前条第１項および第２項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。また、受託者の利害関係人がその利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、その親法人等もしくは子法人等（金融商品取引法第31条の４第３項もしくは第４項に規定する親法人等もしくは子法人等をいいます。）、または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前２条に掲げる資産への投資を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資を行うことができます。
④ 第１項および前項の取扱いは、第20条、第26条および第27条における委託者の指図による取引その他これらに類する行為についても同様とします。
⑤ 前各項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第３項および同法第32条第３項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（公社債の借入れ）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れ（債券貸借取引（現金担保付債券借り入れ）にかかるものに限ります。以下本条において同じ。）の指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたっては、現金により担保を提供する指図を行うものとします。
② 前項の公社債の借入れにかかる指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内となるように行います。
③ 信託財産の一部解約等の事由により、第１項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④　第１項の借入れにかかる品借料は、信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第21条　外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外貨建資産の円換算の評価）

第22条　信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券および外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

（信託業務の委託等）

第23条　受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第１項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する者（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

１．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと

２．委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

３．委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること

４．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

②　受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③　前２項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務または行為を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

１．信託財産の保存にかかる業務

２．信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

３．委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務

４．受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第24条　受託者は、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により、金融機関、金融商品取引業者のうち金融商品取引法第28条第１項に規定する第一種金融商品取引業を行う者または外国の法令に準拠して設立された法人でこれに類するもの（以下、本条において総称して「金融機関等」といいます。）から取得した、外国において発行されたコマーシャル・ペーパーを、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条　信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②　前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③　信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④　動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第26条　委託者は、信託財産に属する投資信託の受益権にかかる信託契約の一部解約の請求、信託財産に属する有価証券の売却等に関して一切の指図ができます。

（再投資の指図）

第27条　委託者は、前条の規定による一部解約金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券にかかる利金その他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第28条　委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）
第29条　信託財産に属する有価証券について、転換がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。
② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金および分配金、有価証券にかかる利金その他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。
③ 前２項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。
（信託の計算期間）
第30条　この信託の計算期間（以下「計算期間」といいます。）は、毎年１月26日から翌年１月25日までとします。ただし、最初の計算期間は、2021年１月25日から2022年１月25日までとします。
② 前項において、計算期間終了日が休業日に該当するときは、計算期間終了日は該当日の翌営業日に変更されるものとし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
（信託財産に関する報告等）
第31条　受託者は、計算期間終了日に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成し、これを委託者に提出します。
③ 受託者は、前２項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第３項に定める報告は行わないこととします。
④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第２項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。
（信託事務の諸費用）
第32条　信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
（信託報酬）
第33条　委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
（利益の留保）
第34条　信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、信託期間中には分配しません。
（追加信託金および一部解約金の計理処理）
第35条　追加信託金または信託契約の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託の場合は追加信託差金として、信託契約の一部解約の場合は解約差金として処理します。
（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）
第36条　受託者は、この信託が終了したときは、償還金（信託終了時における１口当たり純資産をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。
② 前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受託者は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。
（償還金の支払い）
第37条　委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、当該償還金を受益者に支払います。なお、受益証券が発行されている場合にはそれと引換えに支払います。
（一部解約）
第38条　委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。
② 前項における一部解約にかかる額は、一部解約を行う日の前営業日の１口当たり純資産に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
（信託契約の解約）
第39条　委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生した場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
② 委託者は、受益証券を投資対象とすることをその信託約款において定めるすべての証券投資信託が終了することとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③　委託者は、第１項の場合において、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

④　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

⑤　第３項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑥　第３項から前項までの規定は、第１項において委託者がこの信託契約の解約をしようとする場合において、当該解約につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第３項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第40条　委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

②　委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第44条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第41条　委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

②　前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第44条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

第42条　委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

②　委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業は承継されることがあります。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）

第43条　受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申し立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、次条の規定にしたがうとともに、新受託者を選任します。なお、受益者は、本項による場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

②　委託者は、新受託者を選任できないときは、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第44条　委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

②　委託者は、前項の場合のうち重大なもの（以下「重大な約款の変更等」といいます。）において、書面決議を行います。「重大な約款の変更等」とは、この信託約款の変更のうちその内容が重大なもの、および併合のうち受益者の利益に及ぼす影響が軽微でないものをいいます。（以下同じ。）この場合委託者は、あらかじめ書面決議の日、重大な約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③　前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議

決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④　第２項の書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

⑤　書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥　第２項から前項までの規定は、第１項において委託者が重大な約款の変更等をしようとする場合において、当該重大な約款の変更等につき、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦　前各項の規定にかかわらず、この信託において併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。以下本項において同じ。）の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

（反対受益者の受益証券買取請求の不適用）

第45条　第39条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、自己の有する受益証券を信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

（利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付）

第46条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第１項に定める書面を受益者に交付しません。

（運用状況にかかる情報）

第47条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項にかかる情報を提供しません。

（公告）

第48条　委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

（信託約款に関する疑義の取扱い）

第49条　この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

2021年１月25日

委託者　ＪＰモルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託者　株式会社りそな銀行